

教育厚生委員会会議録

日時 令和元年12月12日(木) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後3時02分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 淳也
副委員長 志村 直毅
委員 皆川 巖 河西 敏郎 山田 一功 永井 学
向山 憲稔 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育長 市川 満 教育次長 斉木 邦彦 教育監 青柳 達也
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 小田切 三男
福利給与課長 小尾 一仁 学校施設課長 後藤 宏
義務教育課長 中込 司 高校教育課長 廣瀬 浩次
高校改革・特別支援教育課長 本田 晴彦 社会教育課長 保坂 哲也
スポーツ健康課長 丸山 正雄 学術文化財課長 村松 久

福祉保健部長 小島 良一
福祉保健部次長(子育て支援局次長兼職) 小野 真奈美
福祉保健部次長 成島 春仁
福祉保健部参事(健康増進課長事務取扱) 下川 和夫
福祉保健総務課長 斉藤 毅 健康長寿推進課長 斉藤 由美
国保援護課長 土屋 淳 障害福祉課長 小澤 清孝
医務課長 井上 弘之 衛生薬務課長 大澤 浩
子育て支援局長 依田 誠二
子育て政策課長 下条 勝 子ども福祉課長 土屋 嘉仁

議題

(付託案件)

- 第112号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
- 第115号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例及び山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例中改正の件
- 第117号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 第124号 指定管理者の指定の件
- 第126号 地方独立行政法人山梨県立病院機構の中期目標を定める件

請願第1-7号 ゆきとどいた教育を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願第1－7号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部・子育て支援局関係の順により行うこととし、午前10時00分から午前11時47分まで教育委員会関係、休憩をはさみ午後0時59分から午後3時02分まで福祉保健部・子育て支援局関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

※第112号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第117号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第1－7号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

山田（一）委員 結論から言うと、私は継続すべきと思います。

その理由につきましては、本請願の各項目を見てみますと、例えば少人数教育施策について「はぐくみプラン」や、「県立高等学校整備基本構想」並びに「やまなし特別支援教育推進プラン」等に基づき、それぞれの取り組みを行っているところであり、教育環境の整備充実は、順次努めていると承知しているところであり、また知事は本県の公立小中学校の25人を基本とする少

人数教育の計画的・段階的な導入に向けて、今、まさに有識者等からなる検討委員会における議論などを踏まえて、本年度中に方針を示すとしている現状があります。

さらに、教育委員会では、昨年6月から本年7月までの高等学校審議会を開催し、学校関係者や保護者などから意見を聞く中で、今後の高等学校のあり方を検討している状況にありますので、現時点で本請願は継続審査とすべきと考えます。

小越委員

紹介議員です。この請願を採択すべきだと思います。

この請願趣旨にあります請願事項、5項目ありますけれども、25人学級の実現、また特別支援学校の施設の改善、大規模化の解消、県独自の高校生・大学生への給付型奨学金、いずれも県民の皆さんの願いだと思います。

そして、配付されました陳情の第56次教育県民大行動実行委員会の皆さんから出されております要望書ともかみ合うところがたくさんあります。知事や教育委員会の結果待ちではなく、議会として、私はこの請願をこの場で採択すべきだと思います。

討論

なし

採決

採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(夜間中学について)

山田(一)委員 まず、きょう臼井議員が傍聴しておりますが、臼井議員の本会議での夜間中学に関する質問の中にあるので、詳細は言いませんが、現時点もそうですけど、今後、福祉を通じて外国人労働者が働く場面等もありますし、例えば、来年度間もなく、大人数外国人労働者が私の法人にも入ってくるような状況の中において、ややもすると日本語の訓練というか鍛錬もしなくてはいけないような状況もあること、さらにはきのうの臼井議員の質問の中にもあるような状況の中で、今後、山梨県としても早急に夜間中学ということも検討していかなくてはいけないと思います。本県の同規模の徳島県や高知県が設置に向けて相当動いているということですが、今後の見通しをもう一度細かくお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

中込義務教育課長 中学校の夜間学級についてお答えをいたします。

本会議でもお答えをしましたように、夜間中学のニーズを把握することがまず必要で、夜間中学の対象者の条件が、義務教育の未修了者ということで、戦後の混乱期に学齢期を迎えたために入れなかった者、実質的に教育を受けられないまま卒業をした者、もう1点が本国において義務教育を修了していない外国籍の者と3つありますけれども、現在、日本国籍を有していない者が増加している状況に対して、まず現状を把握しておく必要があります、徳島県と高知県への視察をしたという状況でございます。

県によって状況は幾つか違いますけれども、本県では平成30年度に日本語表記による調査を行って、4通のみの返信ということで、まだ十分に把握をしていないという状況でございますので、本年度中に日本語以外のもの、英語、中国語、ポルトガル語も含め調査用紙を配布しまして、広く調査をかけていきたいと思っております。

山田（一）委員 3つの要件に該当しないと当然受けられないということなんですが、いずれ設置に向けていった場合、高等学校とは違いますから、そこまで公教育をする必要があるのかないかの議論ももちろんあるんですが、聴講というようなイメージ、そういう可能性についてはいかがなんでしょう。

中込義務教育課長 文科省のほうでも、そのあたりは非常に難しい問題だと捉えており、まず他県においても把握調査が必要だということで行っている状況でございます。それを受け、どのような必要感があるのかということも含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

（虫歯予防のための取り組みについて）

山田（一）委員 次にちょっと質問を変えまして、私たちが子供のころ、6月4日が虫歯予防デーで、虫歯のない子が結構いて、毎年表彰されるのを見て、すごいんだなって。そんなことで自然と虫歯予防デーの表彰がされることによって啓発もやっていたんですけど、今現場ではそういうことをやっているんでしょうか、やっていないんでしょうか。

丸山スポーツ健康課長 今、山田委員から御質問いただきました虫歯の関係でございますけれども、学校保健の観点から、表彰ということでは、取り組みの進んでいる、推薦すべき取り組みをしている学校につきまして表彰をさせていただいております。県教育委員会としても表彰をし、また県の歯科医師会のほうからも別途、優秀な取り組みをしている学校につきまして表彰をしているという状況でございます。

山田（一）委員 永久歯の虫歯の本数が、全国平均をちょっと山梨は上回っているという情報もある中で、一時ブームにもなって、今も水面下では相当の支持を得ている、いわゆるフッ素化洗口というんですかね、フッ素を使った虫歯予防に関して、いろんな団体からも、口腔教育という部分について要望等も上がっているんですが、現場としてはそういうことに対してどういう認識をお持ちなのか、まずお伺いしたいと思います。

丸山スポーツ健康課長 現状、取り組みを進めている市町村につきましては、身延町で、小中学校に、いわゆるフッ化物洗口というような形で、フッ素を使った口腔内の洗浄に取り組んでいる状況ということを把握しております。それ以外の市町村については、具体的な取り組みを今のところしていない状況でございます。

山田（一）委員 それで身延町は効果が上がっているのかいないか、まずどの程度把握しているのか。

丸山スポーツ健康課長 現状、身延町の取り組みが他の市町村と比べてどのぐらい進んでいるかという数字はございません。大変申しわけございません。

山田（一）委員 これは一応私たちが聞いている、あるいは把握している状況だと、地域的にちょっとばらつきもあるようなものも含めてですが、相当効果が上がっているということでもあります。そこで、義務教育課長にお聞きしますが、今後、教育現場も例えばそれは対象外というか、学習指導要領も含めて、実際やっていく中で、じゃあどこまで学校現場が責任を負うのかという部分もあるかとは思いますが。それを承知の上で、今後、要望など出て効果が認められるということで広く浸透されていった場合、本来、家庭教育の中でやることですが、給食を食べた後の問題もあるので、学校現場としては、そういう啓発に関してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

中込義務教育課長 学校現場におきましては、給食後に歯ブラシを置いておいて、殺菌庫に保管しているんですけども、それを教室へ持って行って歯磨きをする。一定時間、音楽をかけながら全員で徹底するというような取り組みを行っている学校がほとんどでございます。

先ほどのフッ素洗口につきましては、予防効果がどうなるのかというところの確認と、かなり賛否がある部分も一部聞いておりますので、その状況も踏まえて進めていくと同時に、なかなか予防でするので全員にとすることは難しいのかなということで今把握しております。

山田（一）委員 確かに一時、フッ素が人体に影響があるというか、それは相当の量ということで、現在はそれよりも虫歯予防の効果が相当数出ているということがあり、効果については科学的に実証されているようですから、今後、そういうことも含めて8020運動を推進する本県としても、子供のころの永久歯に即虫歯が出てしまうなど、今後のこともありますので、ぜひそのことも含めて検討していただきたいという、これは要望です。

丸山スポーツ健康課長 学校での虫歯を含めました口腔内の健康保持ということでは、やはり食べるころの根幹になる歯の健康が大事ですので、こういった形が有効であるのか十分に研究をしてまいりたいと思います。

（夜間中学について）

永井委員 先ほど山田委員のほうから夜間中学の話がありましたけれども、追加で幾つかお伺いをしたいと思うんですが、臼井議員の一般質問の中で、1回目のアンケート、要はニーズ調査が、臼井議員もおっしゃっていたとおり、非常に重要なんですね。そのニーズ調査を的確に把握した上で、山梨県に合った夜間中学というのはどういう形で設置したらいいのかということで、教育長のほうからも、ニーズ調査をしっかりとやるという御答弁があったと思います。

前回のアンケートなんですけれども、市町村などに1,000部置いて、返信が4通だったと承知をしております。答弁の中で、今回は手渡しなどいろいろな機会を持って配布すると言っているんですが、まず前回1,000部だったんですが、今回のニーズ調査に当たってどれぐらいの部数を考えているか、伺います。

中込義務教育課長 御指摘のとおり、前回1,000部のうち4通が返ってきたという状況でございます。今回は、本年度中に手渡しですとか、もう少し置く場所、ただ置くだけではなく、さまざまな広く周知をする活動を進めていきたいと思っておりますけれども、部数につきましては現在検討中でございますので、必要数は確保しながら配布をしていきたいと思っております。

永井委員 今、手渡しや置く場所を考えると行ったんですけど、具体的にどういった場所に、またどのように手渡しをすると考えられていますか。

中込義務教育課長 具体的には、さまざまな外国籍の方が集まる行事がありますので、そういうところを使うことが1つ。もう1点は、フリースクール等、学びを求めている方についても、お渡しができる機会があればと思っております。

永井委員 今、フリースクールと言ったんですけども、いろんなフリースクールがあって、私も南アルプス市の外国人の方がやっている、ブラジル人が集まっているところに行ったり、市内にある夜間中学も今、フリースクール形式でやっていて、視察をさせていただきました。そういうところにも配っていただきたい。要は何が言いたいかというと、前回の調査を見ていると、ニーズ調査をしたほうがいいよということで、言い方は悪いですけど、とりあえずやりますっていう形の中で1,000部作成してやった。だから、3つの要件があるにもかかわらず、日本語でしか出さなかった。今回、ようやく日本語のほか3カ国の言語で、いろんなところに配る。やるのが目的ではなくて、ちゃんと的確にニーズを把握することが、この調査の目的だと思いますので、今、部数も検討中だとおっしゃっていたんですが、準備をしっかりと、いろんなところに的確なニーズ調査ができるような部数を少しお金をかけてでもやっていただきたいと思うんですが、このニーズ調査に関して行われる時期を最後にお伺いします。

中込義務教育課長 これは教育長からの答弁にありましたように、本年度中にということで考えております。現在、さまざまな言語に変える状況で検討しておりますけれども、内容も含めて年明けには、なるべく早い時期にお配りをして、今年度中に集めることができればと思っております。

永井委員 アンケートの内容を特に精査をして、的確なニーズ調査に努めていただきたいと思えます。

(大学入試英語成績提供システムの導入の見送りについて)

次に、大学入試に関して、ちょっとお伺いをしたいんですけども、11月1日に文部科学省のほうから、それまで行っていた英語の民間試験の活用が取りやめになったということで、くしくも11月1日というのは、情報システムの中の共通IDの発行の申し込みのスタートの日だったと記憶していますが、多分現場も相当混乱をされたと思えますけれども、まず、この英語民間試験の活用の取りやめについて、そのときの状況等がわかったら教えてください。

廣瀬高校教育課長 大学入試英語成績提供システムの導入が見送られたことによります現場の大きな混乱はなかったと伺っています。もちろん細かい部分、個別の部分での混乱は多少なりともあったかと思えますが、大きな混乱はなかったと聞いております。

学校によっては、受験予定の生徒を対象に集会を開いたり、あるいは文部科学大臣の発表内容について、その際に説明をしたり、また同じ内容を保護者宛てに通知した学校があったと、そんな報告を受けております。

永井委員 学校としては、大きな混乱はなかったということなんですね。ただ、来年度、これが適用になるはずだった2年生の受験生たちは、多分大きく混乱をしたと

思います。そういう報道もありました。なので受験生に対して、今、集会等を行ったということだったんですけど、2年生に対しての県の対応というのは、メンタル的な部分を含めてどのような対応を行ったのか、伺います。

廣瀬高校教育課長 高校教育課では、文部科学大臣によりまず導入見送りの発表の日が、今、委員御指摘のとおり、ID発行の申し込みの開始日であったことを受けまして、同日、学校現場に対し、まだ申し込みをしていない場合については、申し込みを待つことと、それから既に申し込みをした場合については、今後の手続方法の連絡を待つように、周知をさせていただいております。

また、既に申し込みをした書類については、本人に返送されると、そういった通知が大学入試センターのほうからもございましたので、再度そのような形で周知をさせていただいたところでございます。

永井委員 わかりました。きょうの報道で、記述式も取りやめになる方向だという話も伺っています。

入試制度のことは、当然国でいろいろと変えてきている部分もあるとは思いますが、そうはいつでも現場で生徒さんとかかわるのは県教委だったり市町村教委だったりする。今から入試の現2年生以降の生徒がいると思うが、今後、このことに関しての県の対応があったら、教えてください。

廣瀬高校教育課長 これまで英語の授業では、聞く・読む・話す・書くのいわゆる4技能の育成に取り組んでまいりました。今回の民間の検定試験の利用につきましては、その4技能を全て評価するものとして進められてきたわけですが、新しい学習指導要領でも、この4技能の育成というものがさらに進められておまして、今回見送られました、話す・書くといった技能の育成評価というものは、やはり今後も必要だと考えております。

したがって、利用が見送られたことによって、現2年生以降の指導体制は大きく変わらないと私どもは考えております。それらの生徒に対しましても、これまでの経緯をさらに周知をしまして、必要に応じてケア、フォローをするとともに、これまで同様、国の示す英語力の目標達成に向けまして、4技能育成に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

向山委員 山田委員、また永井委員と少しかぶる部分もあるんですが、質問させていただきたいと思います。

今、大学入学共通テストの記述式と、また英語民間試験の部分が合ったので確認をしたいんですけども、英語民間試験の受験会場は、山梨県ではどういう状況だったのかお伺いしたいと思います。

廣瀬高校教育課長 その件につきましては、私どものほうでは把握はしておりません。恐らく直接民間の業者が、それぞれの会場で確認をしながら進めていったと思われると思います。

向山委員 民間事業者が入っているということで、そういう部分も多くあると思います。ただ、1つ言えるのは、今回、私自身は、記述式も英語の民間試験の導入延期も、萩生田大臣を初め英断だと思っています。今の大臣になってからやったということなんで、その判断自体は現場を考えた判断ということで敬意をあらわしたいと思いますけれども、英語民間試験について、今後、白紙になってまた改めて考えるというときに、ぜひ教育委員会として現場の生徒たちがどうい

状況があるのか把握して、国にこの制度が本当にいいのか意見として届けるような機会を持っていただきたいと思っています。民間がやることなんで、県教委は関係ないというわけではなくて、現場の声を引き上げながら、実際に教育現場ではこういう問題がありますとか、文部科学省が上から押しつけるのではなくて、こういう形でやってもらいたいということを、ぜひ強く地方自治体の教育委員会としての意見を上げていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

廣瀬高校教育課長 今回の英語の試験の見送りに際しまして、事前に全国の校長会でも同じように現場の意見をまとめて国に意見をというような機会もございましたので、私どもといたしましても、そういう機会があれば、そのような意見をまとめて進言するようなことができると考えています。

向山委員 ぜひ生徒の目線に立った制度になるように、山梨県教育委員会としても働きかけを行っていただきたいと思います。

(夜間中学について)

もう1点、夜間中学についてですが、ほかの委員が言っていた部分があるんで、1つだけ、実際にアンケートをする際に、外国人の団体であったり、実際に夜間中学をやられている団体もあると思いますので、そういった方々に協力を求めたり、アンケート内容についてもいろいろ調整をしたり、特に外国人団体には、その団体と協力してやれば、ある程度回収率も上がってくると思うんですけども、そこら辺についてぜひ取り組んでいただきたいと思いますけれども、御意見、お伺いいたします。

中込義務教育課長 御指摘のとおり、各種団体の御協力はいただかなければいけないと思っております。特に先進的に取り組んでいる市町村につきまして、アンケートをとったけれども、実際、必要感はあるけれども、通うかというところでは、なかなか通えないということもありましたので、その辺の実態も含めてアンケートの内容は工夫してとっていきたいと思っております。

向山委員 実際にもうやっている団体があったり、外国人団体でもネットワークが広い団体がありますので、ぜひそこは積極的に取り組んで、綿密に連携をとっていただければと思います。よろしくお伺いいたします。

(学校の避難体制について)

次に、学校の避難体制について確認をしたいんですが、今回の台風被害等で、千葉県では1,200人ほどが学校で一夜を明かしたということがありました。山梨県の状況として、学校でそういう台風、水害ですね、あるいは地震等があった場合に、学校長の判断で行っていると思いますけれども、教育委員会としての統一的な見解等があるかどうか、まずお伺いしたいと思います。

小田切次長・総務課長事務取扱 それぞれの学校では、防災計画といったものをつくることになっておりまして、また場合によっては避難所に学校になるというところもありますので、そういったところはそれぞれ避難所としての対応をしっかりと平時から決めておくということを行っております。

向山委員 統一した見解は、県教委としては持ってないということですね。

小田切次長・総務課長事務取扱 基本的には、まず県教委として山梨県学校防災指針をつくっております。学校の災害対策編と、平時の防災教育指導編という2つの編になっておるんですが、学校の災害対策編という中で特にございますが、平時からマニュアルを作成して備えるようにということをやっております。

向山委員 承知しました。例えば東日本大震災のときは、宮城県の東松島市で、避難者が押し寄せて、実際に垂直避難で上に上がったんだけど、入り切れない人はそのまま目の前でみんな流されちゃったという事例もあったと聞きます。本当に避難所になっているのであれば、1つの中学校、小学校に1万人規模の人が避難してくる可能性もあります。そうしたときに、子供をどういう位置において、避難者をどこに避難させるかというのは、恐らくそこまで細かく規定をされてないと思いますし、今回、ハザードマップが新しくできて、今までより高さが変わってきていることによって、今まで持っていた学校のマニュアルが多分大幅に変えなきゃいけない部分が多く出てくると思います。多分、恐らくですけども、学校がそこまで追いついていないと思いますけれども、現状どうなっているか、もし把握していれば、お伺いします。

小田切次長・総務課長事務取扱 今、特に水害のお話のございましたけれども、現状、全ての学校において、学校安全計画や防災マニュアルの改善をやっているところではございますが、水害や土砂災害に対しましては、各市町村で市町村地域防災計画というのがございます。その中で水害や土砂災害に対してのハザードマップは各市町村でつくられていますので、そのエリアの中に学校が所在しているかどうかというところがまず重要なところとなっています。そこはそれぞれ市役所等の防災担当とよく相談をして、もしそこに含まれているのであれば、実は法律が若干、水害と土砂災害で違うのですが、避難確保計画というのをつくらなければならないことになっております。その計画というのは水害などが来てどのように避難するか、また、その学校すらだめな場合は、どこへまた避難するのかというような計画にはなるんですけども、そういったものをそれぞれ市町村とよく相談して改定をしてくださいという作業を今やっているところがございます。

向山委員 県ができる部分と市町村がやる部分が多くあると思いますので、これは防災の部分の質問で私も触れさせていただきましたけれども、県が関与を強めなくてはいけない部分も多くあると思います。それは市町村がどうしても行き届かなかったり、市町村の防災担当だけじゃ目が届かない部分があると思うので、県が俯瞰的に見たりして広域的に考えてぜひ計画をつくっていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

(教員の多忙化について)

先日、教員の改正教職員給与特別措置法が成立しました。これは教員の多忙化についてのものだと思うんですが、教員の1年間の変形労働制ということで、残業上限月45時間、忙しい時期を代わりに夏休みにとれるということは、それは教員の多忙化の解消のためにはいいと思うんですが、気になる部分というのが、教育委員会に対して、国のほうは制度を導入している学校で、部活動などの業務削減を進めているかどうか綿密に確認するように求めると記述があったんですけども、子供目線に立ったときに、先生たちの忙しさのために、自分たちの部活を削減されることが本当にいいのかというところがあるんですが、

そこは現状、現場がどういうなっているか把握をしている部分があれば、お伺いしたいと思います。

小田切次長・総務課長事務取扱 現状で確かに教員の多忙化対策ということを進めておられまして、また部活動に関しましては、県のほうで、やまなし運動部活動ガイドラインや、文化部につきましても同様にガイドラインを既に策定をしておられるんですが、その中におきまして、これは、教員目線なのかもしれませんが、週に少なくとも平日に1回、休業日に1回の2回以上の部活動をしないう日を設けましょうと。平日につきましては、活動時間数も2時間程度、休業日につきましては3時間程度といった、そういったガイドラインにはなっております。

このガイドラインを遵守していくようお願いをしているわけですが、そのためには、先ほど委員御指摘のとおり、子供たちへの影響というのもございますので、これは文科省等も言っておりますが、外部指導者の活用というところはかなり必要になってくるかと思っております。

向山委員 承知しました。部活動ガイドラインも承知しているんですけど、教職員の目線からすれば削減したほうがいいに決まっているんですけど、実際に子供たちからすると、夏休みに練習したいけど、先生が練習を開いてくれない、もっと練習をやりたい、強くなりたいんだけど、その環境がまずないというのが実際にあるんです。子供目線に立った教育になると、どうしてもそこを確保しなくてはいけないと思えますし、それが進まない中でこういう教員の多忙化ばかり言って、教職員の待遇改善ばかりに目が行って、本当に子供たちがやりたいことができない環境になっているのではないかと危惧をしています。実際にある中学の校長先生は、うちももっと部活動を減らさなくてはならないんですって言っていました。

減らすのはいいけど、生徒たちはできなくなってしまうわけですから、国から言われた部分でも、そこは、外部指導者という言葉が今、次長のほうから出ましたけれども、積極的に活用して、並行してそれを進めるようにし、最終的に子供たちにしわ寄せがいかないようにぜひ進めていっていただきたいと思えます。最後、お伺いして終わります。

小田切次長・総務課長事務取扱 確かに部活動につきまして外部指導者や、また保護者などの協力なども必要になってくるかと思えます。こういった社会的、学校外部の方々といかに連携して、御協力を得ながら、あわせて教員の多忙化を進めていくかということとなっていくと思えますので、今後とも、何分、外部の御協力を得ながらという部分がございしますが、進めていきたいと思っております。

(学校保健委員会について)

志村副委員長 3点お聞きします。まず1点目ですけど、先ほど歯科口腔というお話もありましたけれども、小中高の学校では、それぞれ学校保健委員会を設置することになっております。山梨県の現在の設置状況をまず、わかりましたらお願いしたいと思います。

丸山スポーツ健康課長 学校保健委員会の関係でございしますが、校長以下関係する保健に携わる教員、それから学校医、学校歯科医という関係の方々に入らせていただきながら、養護教諭などの保健主事が中心となって運営をさせていただいているところでございます。

こちらのほうについての状況につきましては、小中高の多くの学校で設置さ

れているということは承知しておりますが、全ての学校までは置かれていないという状況だと把握しております。

志村副委員長　この学校保健委員会ですけれども、山梨県の平成29年度の設置状況は、小学校で71.8%、中学校で63.3%、高等学校で64.5%、特別支援学校で58.3%ということで、全国的に見ても残念ながら、ほぼ四十何番台というような設置状況です。これは、100%設置している他県の例もあるんですけれども、私も実は小中高、PTA等で学校保健委員会に携わってきたことがあります。学校によって方法は違うんですけど、年に1回会議をする程度のものから、養護の先生が生徒たちに、健康面や、もちろん歯科口腔の面も含めてですけど、いろいろなアドバイスや、あるいは家庭の生活習慣を保護者の方たちにしっかりと見直していただくということも含めた指導をする機会にもなっていると認識しています。

そういう意味では、山梨県の各学校においても、学校保健委員会をきちっと設置をして、保護者もそこに参加するという機会をしっかりと設けていただくことが、生活習慣なり健康づくりの第一歩になると感じています。学校は今、いろんな御意見もありますが、教職員の多忙化という中で、本当にやるが多くなって、どうしてもそういうところに影響が出てきているという思いもしているんですけれども、ぜひともそういったところを生かして、そして家庭でやっていただけることはしっかり家庭でやっていただき、先生方にあれもこれもさせないという意味でも、しっかり機会をつくって、そして家庭への御指導も含めて対応していただけたらと思います。ぜひ設置を促進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

丸山スポーツ健康課長　学校保健委員会につきまして、委員からお話があったとおり、各校それぞれの取り組みということで、さまざまな形になっております。その中で、参加しやすい日程を設定したり、課題の設定の仕方も工夫をしたり、保護者の関係でも、全保護者を対象ということで考えているような、そういった工夫をしている事例も聞いているところでございます。そういった事例や各学校での取り組みを、学校保健だよりなどで情報共有するような形も考えていきたいと思っております。

(特別支援学校の大規模化の対応について)

志村副委員長　2点目ですけれども、一般質問でも御答弁をいただいたんで、詳細なところを御説明いただきたいと思うんですけれども、知的障害の特別支援学校大規模化の対応ということで、基本的には桃花台学園へ通学する支援をまずやっていくという認識でおります。しかし、わかば支援学校は、場所がちょっと遠く、わかば支援学校自体にもかなり広範囲から通学される生徒さんたちがいるという中で、桃花台学園のほうに具体的に志望する子を通学できるようなサポートはどんなことを考えていらっしゃるのか、その辺についてちょっとお願いしたいと思っております。

本田高校改革・特別支援教育課長　まだ実際どのような手段がいいのか、コストの問題もありますので、そういったことも含めて現在検討中でございます。

志村副委員長　基本的には自力通学というのが桃花台学園に通う生徒に求められているんですけれども、そうはいいまして石和温泉駅から桃花台学園までのバスを走らせていただいておりますけれども、それ以外の対応も含めて、自力通学を多少助

けるような手段もぜひ検討の中で取り入れていただけたらと思いますけれども、いかがでしょう。

本田高校改革・特別支援教育課長 そのようなことも含めまして、検討させていただいているところですよ。

(社会課題についての教育について)

志村副委員長 最後に3点目ですけれども、11月30日に日本財団のほうで18歳意識調査の公表をしまして、これは20回目になりますけれども、今回、社会や国に対する意識調査をしました。これは日本だけでなく、主要なアジアの国やアメリカ、イギリス等の18歳からも回答をいただいているんですけれども、その中で、「自分を大人だと思う」という日本の18歳が29.1%、「自分で国や社会を変えられると思う」が18.3%、「社会課題について家族や友人など周りの人と積極的に議論している」が27.2%と、まだごらんになっていただければ、ぜひごらんになっていただきたいんですけれども、残念ながら非常に低い状況です。今言った3点だけでも、例えば中国の18歳は、「自分は大人だと思う」が約90%、アメリカで78%、イギリスで82%です。自己肯定感が非常に高いという山梨県の教育の効果として言われるところもあるんですけれども、特にこのぐらいの年代で、こういう「自分を大人だと思う」とか、「自分で国や社会を変えられると思う」「社会課題に積極的に議論している」というところが本当に低いというのは、残念ながらこれは、小中高全て含めてですけれども、もう少し教育の部分で何か努力をする必要があるのではないかと非常に感じた次第です。

本当に雑駁な御紹介で申しわけないんですけれども、特に高校ぐらいになると進学ということもあって、なかなかそういった時間はとれないのかもしれないんですけれども、そういう社会課題についてももう少し議論をするということを教育の中で取り入れていく必要がこれまで以上にあるのではないのかと感じました。この点の御所見というか、感想で結構ですので、教育委員会としてどんなふうに捉えて、どんなふうこれから対応していただけるのかお聞きできればと思います。お願いいたします。

廣瀬高校教育課長 申しわけございません、その資料については私もまだはっきり見ておりませんので、しっかりまた精査をさせていただきたいと思っております。

今、委員のほうから上げていただいた内容については、非常に重要な課題だと捉えております。新しい学習指導要領でも、主体的で対話的で深い学びというようなところもうたわれてございますように、高校生がみずから主体的に課題を見つけて問題解決に当たると、そのような学習はいろいろな場面で可能だと考えておりますが、今までそうした学習方法というのは十分ではなかったと、そんな認識を持っております。

今後は、いろいろな場面で、例えば総合的な探究の時間なども含め、子供たちが主体的にいろいろな問題を見つけて解決できるような、取り組みを現場でも進められるようにしまして、委員に御指摘いただいたような部分について少しでも向上できるように努めてまいりたいと考えております。

志村副委員長 よろしく申し上げます。

(県歌斉唱への取り組みについて)

飯島委員 山梨県民として、さらなる郷土に誇りと愛着を持って、それを後世に伝える

と、こういう趣旨のもと、鈴木幹夫議員の提案理由もありまして、県歌を歌うことが決まり、議会から執行部、あるいは市町村、市町村教育委員会に周知をしたと承知しておりますけれども、具体的に執行部として県歌についてどう取り組むのか、まずお伺いしたいと思います。

廣瀬高校教育課長 今回の県議会の決議を受けまして、早速私どものほうでは各県立学校に周知をさせていただいたところでございます。具体的には、決議書のほうに書かれていました式典等で斉唱するよにということで、入学式、卒業式等の式典において斉唱されるよう、文言で通知をさせていただいたところでございます。

飯島委員 私が伺っているのは、もちろん執行部の仕事として、議会で決めてお願いしているんだから、各教育委員会や市町村にそれを伝えるというのは当たり前なこと、そうではなくて、執行部として、この県民の歌を自分たちでマスターしなきゃいけないわけでしょう。それをどうするかって聞いているんです。

この共通した県民の歌があつて、郷土に愛着を持って誇りを持とうと決めたわけでしょう。それを後世に伝えるというか、我々がもっと共有しようと、こういうことですよ。だからある意味、議会で決めたことでもありますけど、執行部もみずからが、極端にもっと具体的に言うと、今すぐは無理ですけど、1年後、2年後には、歌詞を見なくても歌えるようになる、こういうことだと私は思うんです。そういう目的のためには何をするのか。今は決まっていなくても、どういう気持ちで考えているのかお伺いしたい。

要は議会で決めた条例などいろいろいっぱいあつて、県民の皆さんに、これ守ってくださいってやりますけど、決めた本人、言っている本人が何もやらないってことが見受けられるじゃないですか。隗より始めよって言葉があるでしょう。それをやってほしいってことですよ。それについて、執行部はどういうふうに気構えがあるのか伺いたいと思います。市町村に言いました、学校に言いました、そんなこと当たり前のことでしょう。

市川教育長 県歌についての執行部の取り組みということでございます。

議決をいただきましたということも含めまして、これは職員とすれば、責任ある対応をしないとはならないということでございますので、何か特別な取り組みということではなくて、一人一人の自覚だと思っております。これはしっかりと覚えられるように、これは一人一人が努力していくものだと思っております。

飯島委員 決まったことはやってもらいたいんですよね。例えば、私もそんなに立派に歌えるものではないから、しっかり歌いたいと思っております。だからぜひ、もちろん一人一人がやらなくてはいけないし、家庭に帰ってもやらなくてはいけないんだけど、もっと具体的に執行部が集まるこういう会合で歌いますよとか、そういう事例を聞かないと。変な話、小学校、あるいは中学校、高校もそうですけれども、歌いましょうなんて言っても、子供たちは見ますからね。先生たち、嫌々ながらやっているなどかね。それじゃあだめなんですよ。自分たちが率先してやろうっていう気持ちがあつて、歌おうよって。それが教育じゃないですか。子供たちは見抜けますよ。先生たち、言われてやっているなど。その辺の意識改革をしてもらいたいってことなんです。

だから、もちろん小中高の生徒たち、児童たちに歌ってもらいたいんですけど、その辺の取り組みは、これからどうするんですか。学校任せですか。

市川教育長 先日、私が参加したスポーツ推進委員の集まりがございまして、全県下のスポーツ推進委員さんがお集まりだったんですが、そのときも既に県歌を歌うことが初めて取り入れられたということがあるなど、各方面で機運が生じているということでございます。したがって、一両日中ということではございませんが、私どもも、朝な夕なに県庁の中でも県歌が流れておりますので、そういった気概を持っていくということでございます。特に今の段階でどういった取り組みをするのがいいのかということについては、また、済みません、委員にも御指導をいただきながらしたいと思っておりますので、引き続きよろしくをお願いします。

飯島委員 ちょっと気恥ずかしいみたいのところも当然あると思いますけど、ラグビーのワールドカップを見ても、試合前に国歌を歌う、国歌は国歌論などいろいろな意見がありますけど、自分の国の歌はモチベーションを上げるとか。やっぱり山梨県の歌があるんですから、議会でも決めたわけですから、徹底的にやってもらいたい。それには具体的に、3年後に中学校1年生が卒業するまでには3番まで歌詞を見なくて歌えるとか、こういう緻密な目標というか、そういうのを決めなくてはだめだと思うんですよ。ぜひそういうのを提示してもらいたいんです。そうでなきゃ、頑張りますよとか、歌っていますよというのはファジーでどうなってんだと、こういうふうに思うんです。

ちょっといろいろ嫌なことも申し上げたかもしれないけど、斉木次長、甲府駅の北口に県立図書館がありますよね。図書館のサブネームがあるでしょう。みんなに教えてくださいよ。県立図書館のサブネーム。大きい声で。

斉木教育次長 「かいぶらり」。

飯島委員 そうです。皆さん、余り知らないでしょう、「かいぶらり」。県立図書館が決めているんですよ。愛称を、「かいぶらり」と言うの。甲斐の国の甲斐で、ライブラリーで。私がなぜこんなことを言うかって、みんな知らないんですよ。どうして決めたことを徹底してやんないの。子供たちが、「かいぶらり」へ行こうって、かわいいじゃないですか。そういう趣旨で親しくなるようにつけたわけでしょう。

だから、この歌のこともそうなんですよ。決めたことは徹底してやりましょうよ。印刷物にも、民間が県立図書館でやる、そういうイベントはいいけど、県とか公のところは県立図書館でもちろんいいけど、「県立図書館（かいぶらり）」とかね、どうしてそういうことをやらないか本当に不思議ですよ。

その一環で、ぜひ山梨県歌をこれから執行部はどのようなときに歌うのか、あるいは小中学校にどういう指導をするのか、いつまでに歌えるようにするのか、そういう目的、これを次の議会でもいいですから、ぜひはっきりして提示していただきたいと思えます。

(甲府城のお堀の復元について)

皆川委員 学術文化財課に、復元調査についてお伺いしたいと思うんですけど、甲府駅南口の修景計画の一環として、甲府城南側の周辺整備で、現在、県民会館の跡地については公園が整備されましたよね。だけどあれは途中であって、あそこの半分ぐらいまで、甲府城の内堀を復元するということになっていますよね。それについては、まず復元ですから、学術文化財課がどういう調査を始めて、今現在どこまで調査を行っているか、教えてください。

村松学術文化財課長 お堀の復元の関係、委員が御指摘のように、今、仮で埋め戻しているという状況でございます。今、甲府城跡保存活用計画を作成しておりまして、その計画が策定された後に、石垣の状態に関する調査などを行い、どこまでお堀が学術的、あるいは土木工学的に復元できるのかということも調査をした上で決定する予定でございます。

皆川委員 とっくに、もうそんなことはできているんじゃないの。何年前から始めているの。おかしいよ。余りにも遅い。そんなことじゃ、今の調子だといつになっただってできないね。今から復元について計画を立てる、そうじゃないよね、とっくにもう立っているはずだよ。そうじゃなかったら話が進まない。もう実際、広場ができていないですか。まだ、できてないようなことを言ったけど、できているでしょう。これをどうするの。このまま放っておくわけじゃないでしょう。これからどんどん調査を進めなきゃ、物事は進まないですよ。甲府城周辺地域活性化実施計画があって、それを実行することになっているんだからさ。そこはおかしいと思う。もうちょっとそこの決意を聞かせてください。

村松学術文化財課長 お堀の復元については、調査結果等に基づきまして、もとの状態、もったお堀の形状に可能な限り近づけるという方向で、学術文化財課とすれば、取り組んでまいります。

皆川委員 可能な限りって、復元っていうのはもとへ戻すことだよ。当たり前のこと。できないなんていうことはないでしょう。あそこにはもともとあったんだから。ずっと堀があったでしょう。本当は、防災新館のほうまであったんだけど、そこまでは無理だから、あその途中まではやるという話になっているんだから、決まったらどんどんやりましょうよ。早く始めないと、工事なんかできないよ。それ以上言ってもしょうがないから。じゃあ、よろしくやってください。

村松学術文化財課長 県土整備部とも連携する中で、しっかり対応させていただきます。

(給食のグリホサートの問題について)

小越委員 まず初めに、9月議会の本会議で古屋議員の質問に給食の問題が出ました。給食のグリホサートの問題です。市川教育長が、給食のパンは全て山梨学校給食会が契約しているパン業者、5%が県産の小麦、95%が輸入品としており、入手した情報を積極的に提供していくという答弁でしたけれども、学校給食の中にこのグリホサートが検出されているのか、情報提供していくってどのようにしていくのか、答弁をお願いします。

丸山スポーツ健康課長 小越委員から御指摘いただきました学校給食でのパンのグリホサートの把握の状況でございますが、検出されている事例があるということは報道等で承知はしておりますけれども、県の学校給食での独自の検出、調査というのは実際のところございません。安全安心を情報提供していくということでございますけれども、安全安心ということにつきましては、栄養教諭、学校栄養職員との研修会などにおきまして、この農薬以外にもいろいろな衛生面で気をつけるべきところがございます。そういったことにつきまして、研修を通じてしっかりと、例えばどのようなものが成分として入っているのか、どのような状態で仕入れされたのか、そういったことをしっかりと記録しておいたり、また基本的に有害なものが入ってこないような食品を選ぶということについて、研

修を行っております。

また、各市町村のほうでは学校給食用食材の検査も行っておりますので、そちらも農薬だけということではございませんけれども、成分が基準値を超えるというようなことがあった場合には、積極的にほかの市町村にも情報提供できるような、そういったことも今後していきたいと考えております。

小越委員

この問題、国会で質問がありまして、江藤農林水産大臣が、学校給食については少しステージが違う問題だと。ほかの普通の市販のパンにも入っているかもしれないけど、学校給食にこの農薬、有害な物質が入っていることになりますと、これは違う新たなステージの段階になってくると思います。

今の説明でいきますと、結局このグリホサートについて、検出をしているかどうか、検査するのかどうか、情報提供を誰にするのか、出たら情報をみんなに言うのか、そこを聞きたいんですけど。

丸山スポーツ健康課長

今、小越委員からお話がありました農林水産大臣が、ステージが違うということをおっしゃったということは、私どものほうでも状況は把握をしておりますが、こういった国での取り組みというところ、そもそもの農薬の基準につきまして、厚生労働省のほうで決めている基準によって輸入小麦が輸入されていると。その基準の範囲内の輸入小麦を使って、山梨県の場合は95%輸入小麦、国産のものを5%という中で輸入小麦が使われている。その輸入小麦については、検査基準の範囲内ということでは承知をしておりますけれども、そういった国のほうでの検討、状況など今後も動向を注視していくというところからしていきたいと思っております。

小越委員

ぜひ情報提供をしていただきたいと思います。

(国公立大学の給付型奨学金について)

次に、先ほど永井委員のほうから大学入試の話がありましたので、少しお伺いするんですけども、来年度4月から国公立大学の給付型奨学金、授業料減免ができます。たしか今、申請している最中か閉め切ってしまったかなんですけども、どのように学校現場で周知徹底されているのか、漏れはないのか、どうでしょうか。

廣瀬高校教育課長

その件につきまして、私どものほうでは、把握はしておりません。申しわけございません。

小越委員

高校を通じて、奨学金の申請をすることになっていますよね。今やっておかないと対象にならなかった場合がありますので、すぐにでも周知徹底をしてほしいんです。

それから、今回の授業料減免の中で、山梨大学、都留文科大学、県立大学も今までは減免対象になっていたけど、国の制度が給付型奨学金になりますと、大学独自でやっていた減免の対象から外れてしまう方がたくさんいると報道されています。

今まで国公立大学を目指すときに、授業料が減免になる、免除になる、半額になるかもしれないので国公立大学を選んでいた学生がかなりいると思うんです。例えば信州大学ですと、現行制度、1,002人のうち、支給額の対象外になる人が179人いるんじゃないか、埼玉大学は157人いるんじゃないか。山梨大は10%以上減免をやっていますし、県立大学も5%ぐらいやっ

す。ただし、国の制度に上乗せしている部分が今度出なくなる、そのことを期待して国公立大学を目指した方が外れてしまいますと、大学授業料のことが負担になります。

県の教育委員会として国に対して、先ほどもありましたけれども、この国公立大学の授業料の減免、現状はもちろん維持すること、そして新しく入る人もしっかりと今までと同じように大学のもので減額免除の制度を維持できるように要望していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

廣瀬高校教育課長 今、小越委員の御指摘の内容につきましては、各大学によって今回、対象になる、ならないというようなこともございます。さらに私どものほうで精査をし、検討させていただきたいと思っております。

小越委員 大学に行くときにお金の心配があるということで、国公立大学の授業料減免・免除になることを見越して頑張っている生徒がいらっしゃいます。ただそれが対象外になってしまう、今までは大丈夫だったのが対象外になってしまいますと非常に大変になります。高校の進路指導も大変になるかと思っておりますので、ぜひ県教委として国に要望していただきたいと思っております。

(特別支援学校の大規模化の問題について)

3点目は、志村委員からも質問がありました特別支援学校の大規模化の問題です。

山梨県特別支援教育振興審議会から特別支援学校の答申書が出されました。この議事録を読みますと、かえで支援学校・わかば支援学校の中等部から桃花台学園に行くことを想定していたが、実際は、多くの中学校の特別支援学級から来ている子供たちが多いです。それから、通常の学級から来ている子供たちもおります。軽度の知的障害の子供たち、桃花台学園に行くだろうという想定をしましたが、実際には桃花台学園に来られていない。つまり、かえで支援学校や、わかば支援学校の高等部に行く方々が桃花台学園に行くと思っていたら、桃花台学園に申し込んできたのは普通の地域の特別支援学級や、あるいは通常の学級に入っているお子さんが桃花台学園に申し込んできたと書いてあるんです。

こうなりますと、もう一回聞きたいんですけど、桃花台学園に入っているお子さんのうち、かえで支援学校や、わかば支援学校の中等部から来たのではなく、普通の特別支援学級、それから通常の学級から来ている方々、どのくらいパーセンテージはあるのでしょうか。

本田高校改革・特別支援教育課長 今持っているデータですと、どちらの学区から来ているかというデータしかないんですけど、わかば支援学校の学区からは、ことしは30名、かえで支援学校の学区からは56名ということで、現在99名が桃花台学園にいますが、あとは、やまびこ支援学校や、ふじぎくら支援学校の学区のほうから来ております。

小越委員 この審議会の議事録を見ますと、事務局って書いてあるんですよ。これは課長が答弁したんじゃないんですか。多くは中学校の特別支援学級から来ている子供たちが多いです。それから、通常の学級から来ている子供たちもおります。だから、わかば支援学校や、かえで支援学校の中等部から高等部へ上がるときに、桃花台学園に来るのではなく、普通の中学校の特別支援学級や、それから通常のクラスのお子さんが桃花台学園を目指して入っていると議事録に書

いてあるんですよ。だから、何人いるかってわかるはずじゃありませんか。多くなっていますとしか書いてないんだけど、どのくらいなんですか。わからないんですか。多くということになりますと、多分大変多くだと思うんです。

となりますと、軽度の知的障害、大体、桃花台学園の場合、療育手帳B2ですよね。就労につながる、だから桃花台学園に行って就労につながってほしいということで、かえで支援学校や、わかば支援学校の中等部だけではなく、もっと幅広く特別支援学級のお母さんや本人たちが、こうした軽度の就労につながる支援学校を望んでいるんじゃないでしょうか。そうであれば、そういう方々を対象にした支援学校ですね、桃花台学園と同じような立場の学校をもっとつくるべきではないかと思うんですけど、そのニーズはどう把握されているのでしょうか。

本田高校改革・特別支援教育課長 まだそこまでは把握してない状況ですので、どのような手段というか方法がいいのかを含めまして、検討させていただきたいと思います。

小越委員 ぜひこれは、数字を出してくださいね。そうしませんと、全体の特別支援学校だけではなく、この答申書には特別支援学級のあり方も書いてあります。高校の枠組みや、中学、特別支援学級のあり方はどうするかということも含まれてきますので、そこをどうなっているのか考えていただきたい。

そして桃花台学園、この議事録の最初にあるんですけども、そもそも峡東地域に特別支援学校がないと。桃花台学園が峡東地域にありながら、そこを飛び越えて、かえで支援学校まで通学しなくてはならない。ところが、かえで支援学校が大規模化しているのであれば、峡東地域や桃花台学園に普通の特別支援学校、本当に軽度の子供さんだけでなく特別支援学校をつくり、そして学校を再編して、わかば支援学校の子供たちはかえで支援学校に、通学区の変更をするということをしたらどうかと、この審議会の議事録の中には現場の先生方が答えています。

私もそうだと思います。峡東地域に桃花台学園がありながら、そこを飛び越えて遠いところから、かえで支援学校に通学しなくてはならない。だったら桃花台学園に特別支援学校を同じようにつくり、そこで峡東地域のお子さんをカバーし、そしてわかば支援学校の子供たちをかえで支援学校に移す。通学区の変更を含めて考えるべきだと。新しく特別支援学校を峡東地域につくるのが、皆さんの願いにかなっていると思うんですけど、いかがですか。

本田高校改革・特別支援教育課長 答申を踏まえまして、現在、新しいプラン等の素案を検討しているところがございますので、そういったところも含めまして検討させていただきたいと思います。

小越委員 ぜひ新しい特別支援学校をつくる。つくらないと、これからどこもかしこもマンモス化してきますし、つじつまが合わなくなってきました。

(会計年度任用職員について)

次に、会計年度任用職員についてお伺いします。

4月1日から会計年度任用職員の制度が始まりますけれども、教育委員会の関係で会計年度任用職員の対象になる方は何人いらっしゃるのか。教育委員会の事務局、学校事務の方々、学芸員など専門性の高い業種の方々、それから現場の先生方、それぞれどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

小田切次長・総務課長事務取扱 会計年度任用職員につきましては、現在、非常勤嘱託という形で働いていらっしゃる方がほとんど会計年度任用職員になると考えております。何人というお話がありましたが、学校自体は小中学校だけで250校、県立高校と特別支援学校で約50校、合わせて300校ございます。その300校につきまして、コマ講師と通常は呼んでおりますが、特定の教科を教えているいらっしゃる非常勤嘱託の講師の方、また初任者指導に教員OBの方などが支援的な業務で入っている方々がおまして、勤務時間が2時間程度の方からいらっしゃるんですが、そういった方々だけで既に800人おります。その他、例えば校内用務員や、給食調理、さらにスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなども非常勤嘱託でございまして、そういった方々を全部含めると1,200名ほどとなります。

先ほど事務局分など区分別というお話がございましたが、1,200名の内訳は、事務局所管分というか総務課所管分は、大体300名程度おります。こちらについては、先ほどの博物館の展示交流員や学芸補助など、そういった方々も入っております。あと、義務教育課所管分として小中学校ですが、そこで400名程度、高校教育課所管、要は県立学校というところで500名、合計で1,200名という形になります。

小越委員 この会計年度任用職員の方々は、一旦リセットして公募をしなくてはならないことになったんですね。それで、来年4月ということは、あと3カ月しかないんです。1,200人の方々に説明をして、公募をかけて、そして試験、面接などの後、採用すると。どういう段取りでいくんでしょうか。

小田切次長・総務課長事務取扱 今後の概要につきましては、本年10月に本庁各課や図書館等の館、県立学校などに、対象者につきまして概要を説明してくださいというお願いをして、順次説明をいただいているところです。今後のスケジュールといたしましては、来年4月からは新しい会計年度任用職員という形になりますので、年の明けた1月以降になりますけれども、求人というか公募をかけ、2月ぐらいに面接等々ございまして、3月には任用決定というようなスケジュール感でおります。

小越委員 1,200人もの方々がこの3カ月にやらねばならないということで非常に大変だと思うんですけれども、例えば専門職として学芸員や図書館の司書の方々、そういう専門職の方々が、一旦ここで雇用、契約が切れるわけですね。公募をかけるとなりますと、今まで仕事をしていたのが継続して雇用ができなくなる、そういう不安、おそれがあるということでよろしいんでしょうか。

小田切次長・総務課長事務取扱 確かに公募をかけるということからしますと、現在されている方以外からも申し込みがある可能性はあります。なので、その雇用につきましては、改めて能力実証に基づきまして雇用していくこととなります。

小越委員 例えば民間ですと、非正規の方々も5年働いて本人が申し出をすれば、無期雇用に変換できます。だけど、この会計年度任用職員は、3年たつてまたリセットするとなりますと、非常に身分が不安定になるわけですよ。そして、毎年1,200人はいないかもしれませんが、膨大な資料になってきます。もしかすると、その業務がなくなってしまうたら、公募をかけられても手を挙げられなくなる。もっといい業種があれば、専門職の高い学芸員の方々はほかに行ってしまうかもしれませんよね。

私は、だからこの方々を含めて、正規雇用にやっぱりしていかないと、安定した仕事もできないし、教育委員会として質の確保ができないと思うんです。正規雇用をふやすという方向はないんでしょうか。

小田切次長・総務課長事務取扱 会計年度任用職員につきましては、そもそも性質的に正規の職員の補助的業務、あるいは正規が担うほどの業務量がない業務に会計年度任用職員は担当していただくということになっております。正規職員にしたかどうかというお話ではございますが、正規職員任用につきましては、採用選考試験で、1次試験、2次試験など厳格な能力実証をやった上で、県民の負託に応えられるような、要は公務能率を維持していくという意義がありまして、正規職員の採用試験というのはまた別途ありますので、会計年度任用職員を何年続けたから正規職員にするというようなことはできません。

小越委員 今度、会計年度任用職員は公務員と同じになりますよね。守秘義務を科せらせる、ボーナスも出ますけど、同じことをしているんですよ。じゃあ、フルタイムの会計年度任用職員はいないってことですか。

小田切次長・総務課長事務取扱 会計年度任用職員が担うべき業務につきましては、現在、業務の期間や継続性だけでなく、業務内容や責任の程度など業務の性質を整理しまして、そこで勤務時間などを検討しながらしているところでございますので、現在、フルタイム、パートタイムの違いで人数などははっきりわかりません。

小越委員 例えば学校司書はずっと学校の現場でやっているわけですから、フルタイムの会計年度任用職員になって、専門性が高いと思われるんですけど、いかがですか。

小田切次長・総務課長事務取扱 学校司書につきましても、司書業務をされているわけなんですけど、これにつきましても現在検討しているところということになります。

小越委員 会計年度任用職員になったことによって、今までの業務が縮小されたり、賃金が安くなったり、また現場に支障が出ないように、そしてあと3カ月で1,200人も面接する、そのほかにも学校の高校入試もありますし、先生方の異動もありますので、早急にやらねばならないと思っています。会計年度任用職員ではなくて、私は正規職員をいっぱいふやす方向で考えねばならないと思っています。

(教員の多忙化について)

最後に、先ほど向山委員からありました教員の多忙化について、私は違う視点から質問したいと思っております。

教員の多忙化に向けて、各学校で、そのまま業務しないで帰りましょうというきずなの日の設定があったんですけども、現在、きずなの日の実施率、取得率ですね、月に2回ってあるんですけど、どのくらい実施されているんでしょうか。

小田切次長・総務課長事務取扱 学力向上対策監が欠席しておりますので、かわって御説明をさせていただきますと思います。

きずなの日につきましては、平成29年度に創設をされてはいますが、現在、平成29年度までは月1回、平成30年度からは月2回としまして、放

課後、児童生徒と向き合う時間を創出し、定時以降早目に退校するという日でございます。それにつきましては、年間20回ということで今設定をしておりますが、平成30年度に年間20回以上実施したところにつきましては、県立の学校では76.6%、小中学校につきましては43.6%となっております。

小越委員 昨年の教育委員会の調査では、小学校の教員の勤務時間は、1週間50から55時間、中学校は60から65時間が多かったです。11月29日付の山日新聞で、公立小中学校長会が多忙化の問題の調査で、小学校の先生に、1日の超過勤務時間はどのくらいありますかという質問の中に、3時間ぐらいという方が27.9%、二、三時間が34.6%。大体1カ月60時間くらい超過勤務していると思うんですが、いかがですか。

小田切次長・総務課長事務取扱 確かにそういった1日に3時間ということであれば、計算すると、そういう話になるかとは思いますが。

小越委員 国はことし4月に、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを示しました。1カ月の在校時間、超過勤務ですね、1カ月の超過時間を45時間以内、1年間で360時間以内。いろんな突発的な事故の場合は、それを少し超えるんですけども。そうしますと、今この60時間を大体超過していますと、国のガイドライン1カ月の在校勤務時間超過分45時間をはるかに超えていると思うんですけども、山梨県の教育委員会はどうのようにこのガイドラインを守ろうとするのか。来年4月1日に施行なんですよ。どのようにするつもりでしょうか。

小田切次長・総務課長事務取扱 今お話がありましたガイドラインは、平成31年1月に文科省から示されたものでございますが、その通知の中で、各教育委員会におきましては、公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針というのを早急につくってくれというお話なんですけど、まだ現状、県のほうではそれをつくっていない状態で、この年度末までにはつくろうという状態ではございます。上限に対する方針で、どのような上限時間になるかということがありますが、仮に月45時間とした場合、それが実際、超過したというような場合、どのようにするかということにはなるんですが、国のほうもここは想定しているとは思いますが、文科省のガイドラインの通知の中に、上限の目安時間を超えた場合には、所管の学校におけます業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこととっております。まずは事後的に検証しましょうと。その検証のところまでは通知文でっております。教育委員会の考えとしましては、事後的に検証して、オーバーしているところでありましては、所定の上限内に近づけていくということを繰り返し不断の努力でやっていくということになるかと思えます。

小越委員 そうしますと、今、不断の努力で、45時間を超えても仕方ないというような話を聞いたんですけども、もう一方で過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱というのが、ことし4月1日に県教委が出しております。これは、普通の労働安全衛生法第66条8に基づき、長時間勤務している場合は、例えば、月100時間以上の時間外勤務を行った者と2カ月の平均時間80時間、月45時間を超える時間外勤務をした者は、所属長がそれを周知をして医師による面接、診断や衛生管理医による面接指導をするようになっているんですけども、山梨県でこの4月から医師の面接指導を受けた方は何人ぐらい

いらっしゃるんですか。

小尾福利給与課長 過重労働による健康障害防止のための対策実施要領に基づきまして所属長から報告のありましたものは、平成31年4月以降、面接者は3名でございました。

小越委員 3人は少な過ぎると思うんです。知事部局に聞きましたら、この9月までに16人いると言いました。さっきたしか、県教委の人数、たくさんいますよね。3人のわけないと思うんです。
そして、もう一つはストレスチェックというのはどのぐらい実施されていますか。

小尾福利給与課長 ストレスチェックは、毎年9月に実施しておりまして、およそ95%の回答率を得ております。

小越委員 ストレスチェックの中で、本人が希望すれば、医師の面接指導をしなくてはならないとなっています。それは管理者のところには寄らず、マル秘ですよ。そういう方も含めて3人しかいなかったんですか。

小尾福利給与課長 ストレスチェックにおきましては現在行っておりますが、平成30年度高ストレス者から医師の面談の申し出があった人数でございますが、12名ございました。

小越委員 やっぱり労働時間が長過ぎるんですよ。そして、勤務時間をどうやって把握するかが問題だと思うんです。
国は、来年4月1日からのガイドラインの次に、1年単位の変形労働時間制を適用しようというふうに、先日、法律が成立してしまいましたけれども、それにはまず最初にこのガイドライン、45時間を守らなくてはならない。それが最初ですよ。それがなかったら次に進めないわけですよ。学校現場にはタイムカードがありません。どうやって勤務時間を把握するのでしょうか。

小田切次長・総務課長事務取扱 教員の勤務時間を測定するというのは非常に難しいです。というのは、校内での業務もありますし、校外での業務もあると思います。ただ、今、1つ考えておりますのは、1人1台パソコンのログイン・ログアウトの時間は、ある程度はかれると思っておりますので、そうしたことを使いながら勤務時間の把握等をしていきたいと思っております。

小越委員 勤務時間の把握ができない限り、45時間かどうかわかりませんし、60時間、100時間かもしれない。この45時間、せめてこのガイドラインを、文科省は格上げして指針にするとも言っているんですよ。となりますと、来年4月1日からの45時間を守らなかったら、次の変形労働時間制へ進めないわけですよ。
今、業務がどんどんふえています。私は業務を縮小して、人、先生をふやさない限り、この45時間は守れないと思うんですよ。例えば岐阜県では、県教委の働き方改革プランを既に出しております。斬新なことがたくさん出ております。例えば部活動を過度に評価しない。県立学校の入学選抜、部活動を過度に評価しないように努める。それから、部活動そのものを縮小する。大会・コンクールの見直しを行う。大胆にばっさりやるんですよ。8月には、知事部

局も含めていろんな催し物や研修を行わない。電話はとらない。そこまでしないと、先生方が過労をしてしまいます。そうしますと、山梨県にいい先生が来なくなってしまいます。

だから、この変形労働時間制をつくるには条例が必要なんです。この45時間の上限を守れる、そして先ほど言った安全衛生委員会も含めてしっかり守れることなしに変形労働時間制へ進めない、条例化すべきではないと思うんですけど、最後にそこをお聞かせください。

小田切次長・総務課長事務取扱　まず、45時間に関しましては、先ほど御説明しましたように、事後的に検証を行いながら上限内に近づけていくという不断の努力をしていくということがございます。

変形労働時間制につきましては、確かに今回の法律の施行が令和3年4月1日ということになりますが、公立学校の教師につきましては、地方公共団体の判断により導入をするということになります。これにつきましても、今の不断の努力をしつつ、他県の状況なども、もしくは国の方針なども見まして、県の方向性を決めていきたいと思っております。

主な質疑等 福祉保健部、子育て支援局関係

※第115号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例及び山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例中改正の件

質疑

向山委員 今回の条例改正は本年6月の建築基準法の改正を受けて保育所等の耐火性能に関する部分についての改正であると承知してはいますが、条例改正の経緯について、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

下條子育て政策課長 建築基準法におきまして、これまで3階建て以上は耐火建築物とされてきたところですが、本年6月建築基準法の一部が改正され、既存建築物を他の用途に円滑に転用するため、3階建てで延べ面積が200平米未満の小さな建物については火災時の建物からの避難時間に着目し、耐火建築物でなくてもよいこととされたところでございます。しかし、保育所や認定こども園の園児は火災時の避難に通常よりも時間を要することから、子供の安全性を確保する必要があります。このため、最低基準である建築基準法の基準に上乘せし、従前の基準である耐火建築物とするよう国の設備基準が改正されたことを受けまして、県の条例におきましても耐火建築物とするため、所要の改正を行うこととしたところでございます。

向山委員 条例に関しては、保育所と認定こども園のものということは承知をしたんですけど、幼稚園についてはどうなっているかもお伺いしたいと思います。

下條子育て政策課長 幼稚園の設備等につきましては、県の私立幼稚園の設置等の認可に係る審査基準が適用されることとなります。この基準におきましては、幼稚園の園舎は原則2階建て以下としておりまして、2階建てまたは3階建て以上にする場合は保育室等は原則1階に設置することとされております。ただし、園舎が耐火建築物である場合は、保育室等を2階に設置することができるとされておりますが、保育室等を3階に設置することはできない規程となっております。このため、今回の建築基準法の改正に伴いまして幼稚園については設置基準を変更する必要はないということでございます。

向山委員 承知しました。この条例改正によって、現状ある施設はどういった形で改修などをしなければならないのか、ということが考えられるのかをお伺いしたいと思います。

下條子育て政策課長 県内におきまして、3階建て以上の園舎がある園が3園ございますけれども、いずれも延べ面積が200平米を超える建物でございますので、今回の建築基準法の改正や基準条例の改正にかかわらず耐火建築物である必要がございます。そして、現状、耐火建築物となっているところでございます。また、現在施設改修を実施している園におきましても、3階建て以上に改修するような園はございませんので、あわせまして条例改正に伴って改修等が必要となる園はないと考えているところでございます。

向山委員 わかりました。最後にお伺いしますが、今回、耐火性能に関する部分の条例改正ということですが、現在の保育所における火災に対する対策をどのよ

うに行っているか、現状認識でお伺いをしたいと思います。

下條子育て政策課長 保育所等は県の基準条例や消防法等の規定により消化器等の消化用具や屋内消火設備、非常口などを設けるとともに、毎月1回以上の訓練を実施することとされております。県では毎年保育所等に実地検査等を実施しておりますが、こうした設備が備わっているか、訓練が適切に行われているかなどについて書面や聞き取りにより調査し、基準を満たしていない場合については改善を依頼するなどしているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第124号 指定管理者の指定の件（育成福祉センター児童寮）

質疑

志村副委員長 今回、児童寮が、初めての指定管理をお願いするということになったわけですが、まず、選定理由ですね。1団体ということでありましたけども、この選定理由の中で利用者の安全衛生確保のための管理体制及び非常時の対応方針や、サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果といった審査項目について高く評価されているということですが、どのような提案があったのかまず教えていただきたいと思います。

小澤障害福祉課長 まず、利用児の安全衛生確保のための管理体制及び非常時の対応方針につきましては利用児の安全対策マニュアル、また、感染症マニュアルを策定しまして、非常時の対応が迅速に対応できるという点、また当該法人は育精福祉センターの成人寮を運営している指定管理者でございまして、児童寮の管理運営を担うに当たり、防災防犯対策において成人寮と児童寮が連携体制を確立することとしていることから、こちらのほうを評価したものでございます。2つ目のサービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果につきましては、直接処遇に当たります職員の配置体制を合計34名で対応することとしておりまして、現状32名の体制で対応しているところでございますが、現状の水準を上回る提案がなされている点や、また強い自傷や他害等のおそれのございます方が中にはいらっしゃるわけなんですけども、そういった方々がより暮らしに影響を及ぼすような強度行動障害と申しますが、そういった方々に対する個別プログラムによるチーム支援体制を確立するということをしておりまして、利用児の生活の質の向上が期待できることから高い評価となったところでございます。

志村副委員長 わかりました。あと、そのほかの採点結果の中でも安定的な運営が可能となる経理的基盤というところで高い点数の評価となっておりますけども、これについては具体的にどのような評価だったのか、お願いします。

小澤障害福祉課長 安定した管理運営を行うために必要な経理的基盤の有無につきましては、法人の財務状況の健全性に着目しまして審査を行ったところでございます。指定管理候補者につきましては、金融機関からの借入金もございません。また、十分な資金力があること、また一定額以上の契約など重要な事項につきましては、理事会の承認を得る必要があるなど内部牽制が機能をしていることから、その資金管理の安全性においても評価がされたものでございます。

志村副委員長 安定した財政基盤という部分で、現時点では財務状況もいいということでもありますけども、育精福祉センターの既にやっただいている成人寮については、利用料等もいただいているということもあると思うんですけど、委託料は出してないということで承知しているわけですけども、児童寮については委託料が必要となるということですが、この点についての御説明をお願いいたします。

小澤障害福祉課長 委託料につきましては、あらかじめ施設の管理、運営に必要とされます経費の総額を積算いたしまして、また、あわせまして利用料金収入と比較検討したところでございます。こうしたところ管理運営経費が利用料金を上回ることで想定されましたことから委託料を支払う形にしておるところでございます。なお、委託料が必要となります主な要因といたしましては、児童寮は主として家庭の事情等を理由に保護された重度の知的障害児、措置児童と言っておりますけども、そういった児童を受け入れておりますけども、定員が70名の中、現在70%前後の利用率となっております、利用料金収入だけでは必要な経費を賄うことが困難であるということから委託料を支払うこととしたものでございます。

志村副委員長 今、御説明があったとおりで、実際児童寮は措置でということもありまして、常に定員が充足しているという状況も喜んではいけないと思いますし、そうあってはならないという考え方からすれば、やはり県立施設として運営をしていただく意味でも、必要な委託料はしっかりとこれからも手当てしていく必要があると非常に感じております。成人寮のほうも大変、職員の皆さんも入所の方々の毎日ケアをされて御苦労もあると思うんですけども、指定管理者として今後、児童寮の指定管理も引き受けていただいて、どんなふうにご利用者に対するサービスの向上が期待できるのかどうかというところの御見解をお願いします。

小澤障害福祉課長 指定管理候補者によります提案では先ほど申しましたように、直接処遇に当たる職員が増員をされるという提案がされておりました、これまで以上に子供の発達段階や障害の特性に応じまして個々に配慮した支援が可能となると考えております。これにより、入所児童のその後の発達にも最も重要な環境が整いまして、子供の成長、発達、自立が図られるものと期待をしているところでございます。また、先ほどリーフレットでちょっと御説明しましたが、法人がさまざまな事業を展開しているところでございますので、そうした事業との連携を図ることで地域への移行なども円滑に進んでいくのではないかと期待をしているところでございます。

志村副委員長 最後になりますけども、こういった施設の運営をしていただくには、本当に専門的なスキルを持った職員の方々によって運営していただくという意味において、いずれ、今回指定管理ですので、こういった施設の民営化ということも検討されていくことになるんだろうとは思いますが、やはりこの法人に

については、みだい寮に関してもそうですし、施設の老朽化ということもあって、これに対して法人自身が積み上げてきたものもあると。これは、児童寮の指定管理云々とは別に、やはり法人の中で今後施設をどんなふうにしていくかも考えながらやってきていると承知をしています。そういう意味では、しっかりと施設の老朽化に対する対応、あるいは、児童寮、成人寮、そして、みだい寮等があるほうの施設にしても大変広い敷地も有していますし、いろいろな附帯施設等もあります。そういった部分についても対応をよく県でも協力や相談を受けながら進めていっていただけたらと思っております。この点についてお聞きして終わりにしたいと思います。

小澤障害福祉課長 今、委員がおっしゃられたように、この手をつなぐ親の会につきましては、3つの入所施設を運営する中で、そのうち2つは県立施設を指定管理者として運営をしていただいております。また、みだい寮につきましても梨の実寮に隣接した形で運営をしていただいて、県立の梨の実寮とほぼ一体的な運営をしていただいております。この地域におけます知的障害者の受け入れに対しましては中核的な役割を担っていただいているところでございますので、県といたしましては引き続き安定的な運営が図れるよう、さまざまな場面を通じまして助言、指導等も重ねてまいりたいと考えております。

志村副委員長 お願いします。

飯島委員 資料を拝見して、この指定管理、選定された団体は実績もありますし、選定委員の評価も高いと。100点満点で81.0点ですから、私も安心するわけですが、そうはいつでも応募団体がこの1団体だけというのは何とも寂しいというか、本県のやっぱりこういう業務にかかわる団体のレベルがこういうところは少ないのかなと考えるわけでありませうけれども、この団体、1団体しか応募しなかった何か明確な理由があるんですか。

小澤障害福祉課長 応募団体が1団体だった理由につきましては、恐れ入りますが、私ども、承知はしていないところでございますが、ただ、県内におけますこの知的障害者を処遇する施設につきましては、戦後間もなくからこういった施設ができ上がってきて、徐々に民間のノウハウ等が蓄積をされ、県内でもいろんなところに施設ができている中で、相応の処遇レベルは向上してきていると考えております。私どもは募集をした際には広く公募いたしましたので、複数の団体から出てくることも想定しながら当然やっておりましたので、1団体しかなかったことにつきましては、残念ではございますけれども、その中でも最も、手をつなぐ親の会という身近なところが指定管理者候補者になったということでございますので、その点につきまして評価できるかと思っております。

飯島委員 ちょっと、考え過ぎかなとも思うんですけども、財務内容も安定した運営が可能との経営的基盤も10点満点中8点と、そういうことでありますけれども、今の世の中、何があるかわからないというか、経済的にも経営的にも、いろんな、将来的にずっと続くこともないこともありますから、例えばこの団体が、途中で業務が請け負えなくなっちゃったと。私が何を言いたいかというと、ここが選定されたけど、その次、リスクを回避するために、大学の受験じゃないですけど、合格して補欠っていうのがあるじゃないですかね。ちょっと表現が適確かどうか、わかりませんが、そういう仕組みも考える必要があるのではないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

小澤障害福祉課長 恐れ入ります、指定管理者におきましては補欠という制度はないかと思っておりますけども、仮に手をつなぐ親の会の経営があまり芳しくなくて、この児童寮の運営につきまして終わりにしたいというような御意思が働く場合につきましては、それは事前にお申し出をいただく形にしておりますので、仮にそうなった場合は、再度募集というような形をとっていく形になろうと思いません。

飯島委員 おっしゃることはそのとおりのことです、ただ私が気になるのは、何でそういうことを申し上げたかということ、この仕事をやっぱり人を扱うということでしょう、だからスピード感を持ってやらなくてはいけない。もちろんこの会社は最悪そういう事態になったら、もちろんまた指定管理で選定委員会を開いてやると、こういうのは通常のやり方だと思いますけども、でも一刻も争うというか、そういう人を扱う場でもあるので、2番目というか、そういうのが必要ではないかと思って伺ったわけでありまして。危機管理という意味で、今後検討していただければいいと思います。よろしくをお願いします。

小澤障害福祉課長 そういった事態を招かないように、常日ごろから法人との連携等を密にしまして、仮にそういったことがありましたら、速やかな対応が図れるようにしてまいりたいと考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第117号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(電子版かかりつけ連携手帳普及促進モデル事業費補助金について)

永井委員 福3ページ電子版かかりつけ連携手帳普及促進モデル事業についてお伺いをいたします。今、御説明があったんですけども、まずこの電子版かかりつけ連携手帳というのは、具体的にどのようなものなのか、お伺いをいたします。

井上医務課長 かかりつけ連携手帳というものがございまして、これは医療、介護関係者の情報共有ツールとして、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会が共同で製作したもので、平成27年度より、紙ベースで運用されておりました。

この連携手帳をスマートフォンのアプリとして使用できるよう山梨県医師会と山梨大学の教授を中心として電子版が開発され、平成30年度から運用されているところでございます。アプリは利用者が無料でダウンロードすることができ、みずからの治療や処方等の医療情報をQRコードを通じてスマートフォンに蓄積するものでありまして、現在、山梨大学医学部附属病院で活用が始まっているところでございます。

永井委員 山梨大学医学部附属病院では、アプリを使ってもうやっているということですか。それを今回、医大では既に行われていて、県立中央病院で実施する狙いについて伺います。

井上医務課長 県立中央病院は県内唯一の地域医療支援機関であるため、より多くの患者さんや連携医療機関の皆様に広くこの電子版かかりつけ連携手帳の普及を促進できるものと考えているところでございます。

永井委員 今から中央病院にかかる患者さんは全部このアプリで誰でも使用できるということでしょうか。

井上医務課長 今回のシステム改修によりまして、病院を受診した患者さんは、診療後に交付される明細書に1つのQRコードが印刷されることになりまして、これをアプリのほうに読み込むことで自分が受けた治療や処方等の医療情報のデータを御自分のスマホに蓄積することができるというものでございます。

永井委員 そのQRコードを読み取ると自分のそこで受けた医療情報が全部管理できるということなんですけれども、セキュリティーみたいなものは、例えばそのQRコードを落として、ほかの人がそれで読む、わかっちゃいますみたいなことだと困ると思うんですけど、セキュリティーはどうなっているんですか。

井上医務課長 アプリ自体は自分のスマホにダウンロードされるものですので、スマホをなくさない限りセキュリティーは大丈夫です。委員御指摘のQRコードを落としてしまったというのは、これまでのお薬手帳であっても処方箋を落とすのと同じ程度のリスクと考えます。

永井委員 今から中央病院で実施するというので、パンフレットの作成が普及のために入っているんですけれども、これは大体どれぐらいの部数で、中央病院だけに配るのか、それとも例えば県内の製剤薬局などにも配るのか。どういう形で中央病院でやりますと普及啓発をするのか教えてください。

井上医務課長 まずは中央病院を受診された患者さんに対して、QRコードを交付するときに、こういうかかりつけ連携手帳というものがありますよというパンフレットを今回の予算で計上していきたいと思うんです。同時にポスターなども作りまして、院内には張ることにはなるかと思えます。

永井委員 ありがとうございます。この電子版が今いったような形の中でどんどん普及をしていって、今後、どのような効果が期待できるのかという部分を伺いたいと思います。

井上医務課長 医療関係者や介護関係者はこれまで、患者さん本人の口頭での申告で他の病院などの診療内容を把握しておりましたけれども、連携手帳でデータを提示することによりまして正確かつ容易に確認できるようになるため、より適切な医療や治療、御自身の健康管理につなげることができると考えております。

永井委員 このかかりつけ手帳があって、それで今、薬剤師、薬局のそのQRコードって言ったんですけど、お薬手帳ってあるじゃないですか。それと、このアプリ

は連携しているんですか。

井上医務課長 実は、お薬手帳自身もどうも電子版はあるらしいんですが、基本はお薬手帳よりも、もう少し広く例えば注射情報ですとか、検査情報それからアレルギー情報なども取り込めるので、お薬手帳より包含したものというイメージでございます。

永井委員 要はそのアプリを持っていきます、中央病院で受診しました、かかりつけ連携だから、自分が普段毎月行っているお医者さんに持って行ってこうですって見せれば、その情報がわかるということですか。

井上医務課長 はい、そういう利用の仕方です。

永井委員 ということですね、実情把握しました。
最後に、今までずっと紙でやっていたものが電子版になってくるということで、今後さらなる普及に向けて、いろんな展開を考えられていると思うんですけども、どのような展開を考えられているのか、お伺いして終わります。

井上医務課長 この電子版かかりつけ連携手帳がその機能をしっかりと発揮していくためには、より多くの県内の医療機関の普及が重要であると考えてございます。こうした中で、県の医師会では、組織としてこの連携手帳の普及に取り組むこととしております。

また、国においてもこういった電子版かかりつけ連携手帳を初めとしたパーソナルヘルスレコードの活用と普及について検討が進められているところでございまして、県といたしましても今後もこうした国の動向も見据えながら県内への一層の普及に向けて鋭意検討してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第126号 地方独立行政法人山梨県立病院機構の中期目標を定める件

質疑

皆川委員 県立中央病院の独法化につきましては、平成20年に県立病院あり方検討特別委員会を設置しまして、当時私が委員長になり、たしか11日間ぐらい議論を重ねて、その結果、経営形態を見直す必要があるということで決議をしまして、平成22年に独法に移行したという経過としてはわかっているんですけど、長い間の垂れ流しが黒字に転換したという意味では非常によかったと思っております。その中できょう聞きたいのは目標ですけど、中期目標ということですが、今までは、たしか第1期、第2期は5年間、何で第3期から4年になったんですかね。期間がどうして縮まったのか。

井上医務課長 第1期、第2期は確かに5年でございましたが、理事長の任期と中期目標期間とを合致させまして、経営責任の明確化を図るために平成29年12月議会におきまして県立病院機構の定款変更を御議決いただきまして、この結果、今回提出いたしました第3期の中期目標からは目標期間が4年間となっているのでございます。

皆川委員 わかりました。それで、目標につきまして、中期目標の役割といいますか、これについてももう少し詳しくどういう役割なのか説明してもらいたい。

井上医務課長 独立行政法人法におきましては、設置者である県が提供する医療サービスの内容などにつきまして目標を定め独法に示すこととなります。

独法側では、この目標に対応した中期目標を策定いたしまして知事の認可を受け、その計画の達成状況についても知事の評価を受ける仕組みでございます。こうした制度によりまして、独法のPDCAサイクルを回しながら独法側の自主性や自立性の確保と、設置者である県の政策目的の達成を果たしていくという仕組みになっているものでございます。

なお、これらの目標や計画の策定評価に当たりましては客観性、専門性を確保し、透明性を高めるため、外部の評価委員会からの意見を聞くこととされているものでございます。今回、中期目標の議決をいただいた上で、2月議会では中期計画の認可について上程をする予定でございます。

皆川委員 S A B C Dということで、これは5段階評価ということですか。もうちょっと詳しく教えてください。

井上医務課長 評価につきましては、中期目標で示した18の項目をSからDまでの5段階、S A B C Dの5段階で評価をいたしまして、それに基づいて評価しているというものでございます。

皆川委員 5段階評価で一番多かったのは何だったの。

井上医務課長 議案で今お願いしているものは来期の中期目標でございますが、今期の中期目標については、見込みの評価を今年度いたしました。その結果につきまして、9月議会において評価書を提出させていただきましたが、評価項目18あるうちで、S評価が5つ、A評価が9つ、B評価が4つとなりまして、総評として業務実績がすぐれているという評価をさせていただいたところでございます。

皆川委員 かなり高い評価を得ているということですね。具体的に、じゃあ何がどうしてこんなに高い評価になったか、ちょっと二、三例を挙げてもらいたいんだけど。

井上医務課長 現在の2期期間におきましては、例えば救命救急センターについて平成31年4月に新たに高度救命救急センターの指定を受けたこと。

また、がん医療につきまして、いわゆるダヴィンチの導入やその手術件数の増加。また、がんゲノム解析の大幅増などそういった高度な医療が前進したこと。そして、平成28年7月に地域医療支援病院の指定を受けたことなど、公的な基幹病院でなければ対応が困難な高度先駆的な医療の質を向上させてきたことを評価いたしました。

さらに、経営面でも毎年度黒字を計上していることなども評価したところで

ございます。

皆川委員　　では、独法化してから非常にうまく順調に経営もいっているということですね。最後に、今回の中期目標の設定について、設立団体側としてはどのような思いを託して今後見ていくのか伺います。

井上医務課長　　県立病院は独法化後第1期で経営的に黒字化し、第2期では、安定的な経営基盤のもと、先ほど申し上げましたような高度で先進的な医療にも取り組んでまいりました。第3期となる今回は病院機構が引き続き安定した経営で政策医療を確実に提供するとともに、医療の質自体を一層向上させることで県民の健康寿命の延伸に寄与することや、また地域課題への一層の貢献なども求めています。と考える目標を設定したところでございます。

小越委員　　今、第3期のことがありましたけど、前回と比べて具体的にどこか書き加えたり、修正したところはありますか。

井上医務課長　　今回の中期目標の特徴といいますか、書き加えたところ、追加したところ、重点化したところは、3点ほど大きく集約してございます。

1つ目は県の新たな部門計画に基づく取り組みといたしまして、平成30年3月に策定した県がん対策推進計画や、認知症対策推進計画に基づき、がんゲノム医療の一層の推進や認知症患者、アルコールなどの依存症患者に対する専門医療を提供するといったことを書き加えてございます。

また、2つ目は県の重要課題に関する取り組みといたしまして、地域の医師不足対策として、他の医療機関への診療支援を積極的に行うことや、ジェネリック医薬品の使用割合の向上なども追加、重点化しております。

さらに、3つ目は評価委員会からの意見を踏まえた取り組みといたしまして、定量的な業績指標を設定するなど、診療実績を検証し、よりよい医療を提供することなどを追加しているところでございます。

小越委員　　前回と比べまして進化したというか一歩進んだという感じもしております。一つ心配なのは、この間の県立中央病院で起きました向精神薬の盗難というか紛失があって、いまだに解決されていないと私は思っているんですけど、そのことについては何かこの中期目標の中で読み込めるところがあるのでしょうか。

井上医務課長　　中期目標の第5その他業務運営に関する重要事項というところで、法令・社会規範の遵守という項目があるんですけど、そこに内部統制体制を整備することという文言を加えているところでございます。

小越委員　　前回に比べまして、介護の問題や地域医療、それからさっきもありました地域に貢献するというのは私がとりわけ期待しているのですが、医療に関する地域への支援ということで、今までになかった地域の医師不足に対する支援ですね。その中でも他の医療機関への診療支援を積極的に行うことといった記載は、前回こういうふうに積極的に行うのではなく支援をするという努力目標だったんですけど、他の医療機関、診療支援を積極的に行うことということで、県立中央病院もそんなにお医者さんがたくさんあふれているわけではないと思うんですけども、地域の開業医、それから地域の市立を含めた公的公立病院へ、県立病院からお医者さんを山梨大学医学部附属病院と同じように積極的

に派遣することをこの中期目標の中でうたっていると解釈してよろしいでしょうか。

井上医務課長 委員御指摘のとおり、2期の計画では、その部分が他の医療機関への支援に努めることという表現でございました。今回は、診療支援を積極的に行うことと強めているところでございます。

小越委員 仕事と生活の調和がとれた職場環境を整備するですとか、それから、患者、県民に信頼される医療というところで医療倫理、医薬品の適正管理、ジェネリックのことも書いてありますし、一歩また前に進んでいただきたいと思っています。

その中で、私がもう一歩進んでいただきたいのは、地域医療、政策医療の提供というところで、県立、公立病院しかできないということでは無料低額診療をぜひ検討していただきたいと思っています。高度医療を専門にしているだけではなく、お金がなくて、最後のとりでとして県立中央病院、公的病院がありますので、無料低額診療についても全部じゃなくても、例えば生活保護に準ずるとこと含めて、無料低額診療のことを検討していただきたいと思うんですけど、そこだけ最後お願いします。

井上医務課長 無料低額診療事業の導入につきましては、生活保護などを受けている方の割合が取り扱い患者の10%以上という指定基準がございまして、県立病院ではそういった導入は難しいものと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(選択診療制について)

皆川委員 紹介状なしの患者の追加負担を、200床以上の病院も対象になると新聞に出ていたんですけど、山梨県の場合はどうなんですか。その対象の病院というのは。

井上医務課長 200床以上の病院は選択診療制が導入できるという情報でございます。山梨県内で200床以上の病床を有している病院は17病院ございます。その17病院を申し上げますと、国立甲府病院、県立中央病院、山梨大学医学部附属病院、市立甲府病院、甲府共立病院、峡西病院、日下部病院、山梨厚生病院、春日居リハビリテーション病院、富士吉田市立病院、山梨赤十字病院、回生堂病院、三生会病院、HANAZONO ホスピタル、住吉病院、甲府城南病院、山角病院でございます。

皆川委員 よくわかりました。そうすると、紹介状がない場合は上乘せをすると。その

場合に5,000円以上であるけれど、これ以上ってことは5,000円が最低ってことなの。

土屋国保援護課長 今、委員おっしゃるとおり、5,000円からと承知しているところでございます。

皆川委員 上のほうの制限はないんだ。

土屋国保援護課長 そのように聞いております。

(やまなし子育ての日の普及啓発について)

永井委員 やまなし子育ての日の普及啓発について伺います。11月19日は、2年前に議員発議で制定したやまなし子ども・子育て支援条例第23条の中に「いい育児」の語呂で、やまなし子育ての日と決めました。

制定してすぐ、11月19日だったので、その年の県民の日のブースや、テレビ、新聞などの報道で大きく取り上げていただきました。しかし、ことし県民の子育ての日のイベントブースに渡辺委員長と2人で行ってきたんですけども、行ったときはまだ始まったばかりだったのでそんなに人がいなかったんですけども、あそこがある、あそこでやられているなという印象を受けて、旗もちゃんとしたものをつくってやっていただきました。ただここ数年、子育ての日があるということが、少し影を潜めているのではないかと個人的には感じています。この条文の中に「子ども・子育て支援に関する機運を醸成するため」にやまなし子育ての日を定めると書いてあります。これがどうも本来の目的が薄れてきているような気がします。

そこでなんですが、ここ数年、子育ての日の普及啓発について、イベントブースは毎年やっているのは承知をしているんですが、普及啓発についての取り組みについて伺います。

下條子育て政策課長 本年度におきましては、条例に規定されました11月19日のやまなし子育ての日を中心にしまして、やまなし子育ての日の周知を図るために山梨移住セミナーや、ヴァンフォーレ甲府のホームゲームの開催日におきまして、県民などにポケットティッシュやクリアファイルなどを配布したところがございます。

また、先ほどお話しに上がりました県民の日の記念行事にも、のぼり旗を掲示しまして子供が遊べるスペースを設けるとともに、設置したブースにおいて子育て情報の紹介などを行っております。

また、11月19日には甲府駅前におきまして、やまなし子育ての日の街頭キャンペーンを実施させていただきました。さらに、子育て情報誌の11月号を活用しまして、広く周知を図ったところがございます。

永井委員 ありがとうございます。駅前でもいろいろと配っていただいて、そして子育ての雑誌にも載せていただいたということなんですが、そうはいっても、なかなかこの日が認知されない、薄い感じがする。その他のいろんな何とか週間、何とかの日という、例えば、自殺防止啓発イベントみたいな日と比べると、やはりトーンが少しだけ低いような気がしているんです。やまなし子育てネットという子育てのものが載っているホームページがあります。ここにも全くその子育ての日の表記がない。

令和元年度版の子育てハンドブックにも、実はこの子育ての日という表記が

ないんです。多分一番こういうものを、子育てのお母さんたちは見ると思うので、ぜひそのハンドブックやネットに、来年から掲載のほうを検討していただく、そしてまた県庁の皆様方だって知らない方が多分いらっしゃると思います。昼間放送を流していますよね。ああいう放送のときに、例えばきょうは子育ての日ですとか、11月19日には、そういったことをぜひお知らせするなど、全庁も盛り上げながら、そして、お母さんたちにも行き渡るように今あるツールを利活用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

下條子育て政策課長 御指摘いただきましてありがとうございます。子育てハンドブックを毎年7,500部ほど作成しております、子供を産んだお母さん方に配布しているところがございます。内容的には応急手当てですとか、助成制度、相談窓口など、子育て世帯がすぐに使える情報を掲載しているハンドブックでございますけれども、やまなし子育ての日については掲載しておりませんでした。今後はハンドブックのどこに掲載したらいいか工夫して、掲載していくこととしたいと考えております。

また、もう1点、やまなし子育てネット、これもお母様方、よく見ていただくものですが、条例につきましては県からのお知らせの欄に掲載しているところがございますけれども、非常に探しにくいところがございますので、今度はやまなし子育ての日につきましては、なるべくトップページで見られるように掲載し、やまなし子育ての日の普及啓発を図っていきたいと考えております。

永井委員 ありがとうございます。のぼり旗等もキティちゃんのかawaiiのをつくってあるので、ぜひ、ああいうものも積極的に活用していただきたいと思います。最後に1点なんですが、この普及啓発の中で今言った部分は県に関する部分なんですけれども、当然子育ての窓口は、市町村になってくると思うんです。これも例えばなんですけれども、出生届を出しに来た人たちに、11月だけでもいいので、子育ての日ってありますよとというPRなども有効的だと思うんですが、この市町村との連携について、ちょっと御検討いただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

下條子育て政策課長 市町村に対しましては、平成29年の条例を制定した日に通知を發出しまして、条例の普及啓発をお願いしたところがございますけれども、本年度におきましても7月に開催した市町村担当者説明会におきまして、条例のリーフレットを配って、11月19日を中心とした期間で普及啓発をお願いしたところではございます。

しかし、まだまだ努力が足りないという状況でございますので、今後も引き続き市町村とともに普及啓発に努めていきたいと考えております。

永井委員 ありがとうございます。この条例の第23条2項に「前項の趣旨を踏まえ、県民の子育てに関する関心と理解を深め、子ども・子育て支援に関する活動を促す取組みを県は行うものとします」とあります。これも議員発議で私たちが思い入れを持ってつくり、しかも、この条例のある意味目玉としてつくった制定日です。知事を筆頭に、子育て支援を山梨県の最重要課題だと言っているの、ぜひ全庁、全県挙げてこの子育ての日、取り組んでいただきたいと思います。

(高齢者の就労支援について)

志村副委員長 高齢者の就労関係についてですが、平成29年8月にシニア世代の就労に係

るニーズ・実態調査というのをされて報告書が出ていますけども、まずは、これを踏まえてどのような取り組みが行われているのかお聞きしたいと思いますけどもいかがでしょうか。

斉藤健康長寿推進課長 高齢者の就労支援ということでございますが、県の社会福祉協議会でやっている事業がありまして、高齢者を含めた再就労の支援ということで、セミナー等を開催しているところでございます。

志村副委員長 生活をしていく上で、いろいろな課題や問題を抱えている方々というのは年代を問わずいると思ってるんですけども、高齢化社会が今後30年程度は引き続き続いていくという状況の中で、やっぱりこの高齢者の方、どの年代の方々も一番、生活費のためにやっぱり仕事をしたいという結果が出ていて、本当に現代の状況、社会状況をあらわしていると非常に思いました。受講したい講座の中では、スマートフォンやパソコンの講座が結構高い比率だということですが、その状況はどうか、あとはその受講されている高齢者の方々がいらっしゃるのか、また取り組みとして行われているのかどうか、お聞きしたいと思います。

斉藤健康長寿推進課長 スマートフォンの講座につきましては、民間も含めてさまざま取り組みが行われているところでございます。ただ、そのうち、どのくらいの人数かというのは、済みません、今、ちょっと把握はしておりませんが、研修機会がいろいろあるようですので、そういったところに御参加をしている、関心があるということは十分承知しております。

志村副委員長 市町村単位でシルバー人材センターがあり、こちらでは農作業などいろいろな仕事に対して、訓練や講習等も受けて取り組まれている状況ですが、多分これから、定年退職を迎えるような方の中には、まだシルバー人材センターで把握していなかったり、念頭にはない職種の方もいると思うんです。

例えば、ICTの技術者です。これまでエンジニアやプログラマーなどの技術者として仕事についていた方々が定年退職を迎える年齢になってきます。きのうの一般質問でもちょっと取り上げましたけれども、例えば、プログラミング教育の外部人材活用、ICT教育の外部人材活用というときに、こういう方々が今度はシルバー人材センターのようなところに登録していただいて、そしてそこから学校などに派遣されるという働き方も今後考えられるのではないかと考えています。

なので、そういったところへの情報提供も含めて、これまで想定されているような職種以外の情報通信関係のものも含めた仕事をシルバー人材センターのほうでもリサーチしていただいたり、あるいは人を募集していただいたりしてほしいと思っています。いかがでしょうか。

斉藤健康長寿推進課長 県の組織としては、産業労働部が中心となりまして、やまなしシニア世代就労推進協議会を立ち上げて行っております。その中にもシルバー人材センターが入ってまして、高齢者の就労ということ国もいろいろたっております。そういった中で情報共有しながら今後どういうことをしていったらいいかということ、研究させていただきたいと思っております。

(幼児教育・保育無償化について)

向山委員 幼保無償化に対する部分でちょっと伺いをしたいと思います。10月から

幼保無償化がスタートした中で、多くの子育て世帯の方々、恩恵を受けている方は多いと思うんですけども、逆転現象ということで実質負担がふえてしまったという方も実際に話を聞くことがありますけども、どのぐらい実態があるのか県が把握しているデータがあればお伺いしたいと思います。

下條子育て政策課長 利用者負担額につきましては、10月の幼保の無償化になる前から、市町村においては、独自に国が定める基準よりも低い額に設定しているというようにございます。幼保無償化が始まったことによりまして、4,500円よりも下の基準に設定していた場合におきましては、世帯の負担が増加するというようなことが考えられます。4,500円は副食費の金額でございますけれども、現在、幾つかの市で4,500円の副食費が以前の負担額よりも大きいというところがございますが、そのいずれの市町村におきましても、上回ることはないようにその部分については補助をしているところでございます。

向山委員 実際には数として、どの程度あるのかお伺いできればと思います。

下條子育て政策課長 無償化の前から、副食費を助成しているところ、また実施するというようなところも含めまして、17市町村でございます。

向山委員 済みません、重ねてになるんですけど、その17市町村の中で実際逆転現象で負担がふえてしまった方が何人かということをお伺いされているのか、そもそも把握をされていないのか、そこをお伺いしたいと思います。

下條子育て政策課長 県におきましては、保育料無償化に伴う副食費の取り扱いについてということで、アンケートを実施しておりまして、その中におきまして、幾つかの市町村におきましては、逆転現象があったと。副食費について助成をしているということについては把握をしているところでございます。

向山委員 済みません。市町村の数と把握されているのはわかったんですけど、県下でどのぐらいの人数の方が逆転現象をされたかを把握されているのか、されていないのか。そこをお伺いしたいと思います。

下條子育て政策課長 ある市町村におきましては、17人であるとか、ある市町村におきましては3人。それから、ある市町村におきましては2人ということで把握はしておりますが、このいずれの市町村におきましても、今は副食費を助成しておりますので、逆転現象は起こっていないという状況でございます。

向山委員 済みません、細切れに今いただいたんですけど、全体で実際その補助がなければ逆転現象が何人起こるかという、総体の数字だけいただければいいです。

下條子育て政策課長 アンケートを実施したときの細かい数字におきましては後で、正確な市町村名とを人数を出さしていただきたいと思っております。

渡辺委員長 委員各位に申し上げます。ただいま、向山委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡辺委員長 執行部に申し上げます。ただいま向山委員から要求のありました資料につきましては、資料の作成後、資料を至急作成の上御提出をお願いいたします。

向山委員 長々と済みませんが、甲府市の場合でお伺いをしました。甲府市の場合は、今ありましたけれども、17人が逆転現象が起きていると。今、課長のほうでいずれの市町村も補助をしているとおっしゃっていただいたんですが、これも限られた期間限定になっていると思います。甲府市の場合でいうと、来年の3月までは副食費は補助をします。4月以降は負担をしますが、その先の部分について県で何か考えがあればお伺いしたいと思います。

下條子育て政策課長 副食費におきましては、これまで保育料の一部として保護者が負担してきたというような経緯がございます。国の幼児教育・保育の無償化におきましても、この方針は変わらずに保護者が負担するべきだということになってございますので、あとは、逆転現象が起きた市町村におきましては、市町村の判断により補助をしていただいているという状況でございます。

向山委員 市町村独自にやってもらいたいということで理解をしましたが、国としても360万円未満まで拡大をして、ある程度は対策をしていると思うんですが、そうはいつでもやはりほかの家庭が皆さん恩恵を受けているのに、自分の家庭がふえてしまう。それが、多子世帯だった場合はさらに負担感がふえてしまうと思うので、ぜひ実態をより細かに見ていただいて、その先の来年4月以降の負担額についても、例えばそういう補助をしている自治体に対しては県が幾らか補助を出しますとか、県が見ることは無理だと思うので、市町村に対するサポート支援というか、サポート事業をぜひ行っていただきたいと思いますがどうでしょうか。

下條子育て政策課長 副食費の考え方につきましては、国のこの幼児教育・保育の無償化は国の事業でございまして、国の考え方が依然変わっておりませんので、県で補助するのは非常に難しいとは考えておりますが、逆転現象が起きるようなことがないように、市町村に助言等をしていきたいと考えております。

向山委員 精いっぱい頑張っている市町村もあると思いますので、助言も必要なんですが、それ以上に県として、もしできる部分があれば、国の方針だとしても子育て一番を目指す山梨県であれば、そこはぜひ率先をして新しい考え方で先進的な取り組みを行っていただきたいと思います。

(中北保健所について)

次に、中核市の関係で中北保健所の話をお伺いしたいんですけども、甲府市太田町に市が中核市で移転をしたそれ以外の施設である中北保健所があると思いますが、太田町の中北保健所の今後のあり方、方針等について改めてお伺いしたいと思います。

斉藤福祉保健総務課長 中北保健所の太田町本所につきましては、行政のスリム化、効率化を進める観点から本所、支所の再編を検討しているところでございまして、現在、甲府市が中核市移行後、甲府市の保健所が円滑に運営されているか、その状況も把握する中で、また一方で甲斐市、中央市、昭和町の住民の皆様のサービスへの影響なども確認する中で本所のあり方を検討していきたいと考えているところでございます。

向山委員 今後、ある程度の方向性と今ある保健所の施設のあり方も考慮されると思うんですが、これは、私が市議時代から見てきた立場として、新しく旧相生小に甲府市が中核市になって甲府市健康支援センターができて、そこと一体的に保健業務というか保健衛生業務をやることができれば、地域間連携という意味も含めて3市1町でいろんな取り組みもできると思うんですけども、今後の甲府市との連携あるいはその中核市であれば、センターを使った事業等、考えている構想等あればお伺いしたいと思います。

斉藤福祉保健総務課長 現段階で、相生の甲府市の保健所庁舎を活用した連携については、当面予定はないところでございます。

向山委員 例えば鳥取県の場合は県からの委託を受けて鳥取市が行う、島根県の松江市の場合は共同設置という形で県と市と一緒にその行政区域を見るというやり方で、行政スリム化や、行政効率でいうとかなりいいと思っています。

ただ、市と県の双方の関係があって、なおかつ前に樋口市長に質問した時には、要は県にメリットがないから県はそれに乗ってこないっていう答弁をいただいたこともあります。その双方のメリットだけではなくて、一番は市民や県民が一番使いやすいような状況をぜひつくっていただきたいと思っておりますけども、そうしたことも含めて市と前向きに、広域的な連携協定を含めた話し合いをぜひ進めていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

斉藤福祉保健総務課長 甲府市が中核市に移行する際に、鳥取市の例なども念頭に協議を進めてきたところでございますけども、現在の形に落ち着いたと承知しております。ただ、将来的には、連携協定といった手段もあることも承知しておりますので、その辺を課題として今後考えていきたいと思っておりますのでございます。

(がん対策について)

志村副委員長 がん対策の関係をお聞きしたいんですけど、きのう一般質問で、がん検診の受診率は5大がんに関してはいずれも全国で5位以内で、その精検受診率をどうやって上げていくかが課題なんだということを取り上げたわけですけど、やはり他県の例などを参考にされていると思うんですけど、私もちょっとデータを見てびっくりしたのは、滋賀県は全国平均よりもがん検診の受診率が低くて、精検受診率は非常に突出して高いというデータがあるんです。ということは、がん検診を受診された後、精密検査のほうにきちんとコール、リコールされているということかと思うんですけど、この辺については本県と、他県との違いですね、その精検受診率が高いところはどんな取り組みをされているかという分析等はどのようにされているのか、教えていただけますか。

下川福祉保健部参事(健康増進課長事務取扱) 他県の取り組みについて、それぞれ詳細にこちらで把握しているわけではございませんが、国ががん検診につきましては、指針を示しております。その中で先ほど委員おっしゃられたようにコール、リコールをきちんとする。また、まずは台帳を整備、その対象者をきちんと把握した上でそこに対してきちんと受診勧奨を行い、また、その検診を受診したかどうかを確認して、未受診であればきちんと勧奨をして受けさせるようにしていくと。また精密検査が必要な方に対しても同じような形できちんと勧奨をしていくという手続が定められております。この辺の制度管理、きちんと指針の

とおりに行うということが一番重要なことと考えております。これにつきましては現在、県におきましても、きょうも、がんの担当者の研修会をやっておりますけれども、資質向上に努めているところでございます。

志村副委員長 ありがとうございます。必ずしもがん検診して、要精検という人が多いことがいいことではないと思うんですけど、ただやっぱりその検診を受診して、精密検査を確実に受診しているということは、何かきっとそこにそれだけの理由があると思うんで、山梨県の底を上げていくということに関していえばきっとヒントが何かあるのかと感じております。私にはそのぐらいしかわからないので、またぜひよく検討、研究をしていただいて、精検受診率を上げていただくような取り組みを引き続きお願いできればと思いました。

下川福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 御教示いただきありがとうございます。他県の取り組みなど、きょうの研修でも和歌山の保健所のほうから講師の先生をお呼びしております。

例えばがん登録のデータも有効に活用できるようになっておりまして、そうしたものも活用しながら検診の評価などもしていきたいと考えております。こうした取り組みで精度を上げていきたいと考えております。

（保育園と託児所について）

飯島委員 保育園、託児所について、教えていただきたいと思います。職員の福利厚生ということで、今回総務委員会マターとは承知しておりますけど、庁内託児所設置事業費が計上されていますね。これは総務委員会マターなんですけど、一般的に保育園託児所ということでお伺いしたいと思います。

勉強不足で申しわけないんですけど、保育園も託児所もどちらも子供を預かる施設と私は認識しているんですけど、名称も違うわけでありまして、それぞれ定義があって違いがありますよね。そこをまずお伺いしたいと思います。保育園と託児所はどう違うのか、どういう定義なのか。

下條子育て政策課長 保育園につきましては国の基準に基づきました認可保育所でございます。設置基準や人員配置など、非常に厳しく決められてるところでございます。託児所につきましては、認可外保育所の中に分類されまして、基準は施設基準、また人員の基準はございますが、いずれも保育所等と比べると非常に緩やかな基準となっているところでございます。

飯島委員 託児所を設けている企業があるかと思いますが、県内でその企業内託児所は今はどのくらいあるんですか。

下條子育て政策課長 事業所内のものが7、それから企業主導型が23となっております。それから病院内におきましては、20となっております。

飯島委員 子育て支援の一環でそういうのはとてもお母さん方も助かるし、もちろん県庁内でとてもいい取り組みだと思うんですけど、新たに保育園やそういう託児所、企業内託児所などを開設する場合は国や県からの補助はあるんですか。

下條子育て政策課長 認可外保育所につきましては、通常は保育料等の収入だけということになり、公的な負担はございません。ただし、企業主導型という認可外の保育所におきましては、待機児童解消ということで、大都会で認可保育所に入れない

方への解消の対策として設けられたものでございますので、認可施設に準じた補助がございます。

飯島委員 最初の保育園と託児所の違いに戻るんですけど、託児所のほうが緩やかな規制というお話だと思うんですけど、例えば緊急的な事態で受け入れる場合は保育園よりも託児所と、こういうイメージですか。保育園でもそういう扱いとか受け入れはしてもらえるんですか。

保育園は保育料があって、恒常的に習慣的に通うところ、託児所はもうちょっと緩やかで、断続的という施設かなと、先ほどの説明から私は勝手に思っているんですけど、子供を緊急的に預かってもらいたい事態が出たときには保育園でも受け入れてもらうことは可能なんですか。

下條子育て政策課長 保育所は認可施設でございますので、定員等が定まっているところでございます。ただ、通常通っている子供さん以外に近隣の子供さん等で一時預かりという事業はございますので、幼稚園等で例えば4時間しか保育しておりませんが、その午後の間一時預かりする、また保育所におきましても、夜遅くまで一時預かりをするという事業はございます。

飯島委員 一時預かりというのはわかるんですけど、緊急的に、予測できない場合。例えば、家族が交通事故に遭って子供だけ一人ぼっちになってしまう場合、この預け入れは保育園でも可能なんですか。それとも託児所のほうが向いているとか。ちょっと質問がおかしいかもしれませんが。

下條子育て政策課長 保育所等におきましては、保育の必要性のある子供が入所するというところでございまして、市町村が保育の必要性を判断しているところでございます。そのような緊急の場合において保育所を使うということは保育所のつくりから想定はされていないかと思えます。

(妊婦健診について)

小越委員 4点お伺いします。まず妊婦健診についてです。市民団体の皆さんが山梨県の妊婦健診、全国ワースト3位ということで県に申し入れをされて、私も同席させていただきました。テレビでも大きく報道されたんですけども、公費負担が8万8,580円と。国は厚生労働省推奨レベルとして、血液検査や血糖検査、子宮頸がん検診、超音波など13項目ありますよね。13項目推奨レベルということは受けとめます。このほかにも、1カ月に1回、お腹周りを見たり、子供の状況を見たりする定期的な妊婦健診があるんですけど、大体14回思っているんですけど、例えばこの厚労省の推奨レベルの血液検査、13項目プラス14回の妊婦健診を受けるとなると一体幾らかかるんでしょうか。

下條子育て政策課長 妊婦健康診査の14回での総額については把握しておりませんが、今、委員からお話がありましたとおり、妊婦健診の平均額が10万円を超えているというようなことから、それ以上ということが推測されるところでございます。

小越委員 そうですよ。例えば4週を超えて健診に行かねばならない、40週で子供が必ず産まれるわけでもありませんし、双子の場合、多胎児の場合、それから途中でお腹が痛くなったときに、病院へ行きたいということもありますので、とても8万8,580円では賄えません。ほかの県では10万円代です。一番多

いところが石川県。移住政策で競っております長野県が第2位で12万円。岐阜県も12万円。新潟県も11万円。この近隣は富山県10万円ですとか、福井県も10万円。大体10万円を超えている。

で、ワースト1位のところは神奈川県と東京そして山梨になっています。移住推進県として、子育て支援日本一と言っていますが、この妊婦健診ワースト3位というのは非常に恥ずかしいことだと思っております。先日、県は公費負担額が全国と比べて低い状況にあると認めております。これは平成22年度から6,000円ということで、全市町村で一律に決まりました。ただ、今は平成22年からもう10年たっております。今は、物価もそれから診療報酬も上がっておりますので、当時のときに比べても、とてもたくさんかかっていると思います。今後市町村や医師会、助産師会等含めて、検討をどうしていくのか。このままでは本当に恥ずべき8万8,580円だと思います。全国平均にするためにはもう少しお金を出さねばならないと思うんですけども、今後どのように進めていくのかお示してください。

下條子育て政策課長 以前から医師会や助産師会と一括契約をしております市長会、町村会に改善につきまして働きかけを行ったところでございます。今回の国の公表を受けまして、幾つかの市町村から助成額や推奨検査項目の実施状況の把握などにつきまして、検討したいとの声が上がっているとお聞きしております。こうしたことから県としましても市長会、町村会と連携できるところにつきましては協力していきたいと考えております。

小越委員 でも、財源は地方交付税なので、たしか市町村ですよ。国がちょっと出していますけど。結局、ふやしますと市町村の負担がふえてくわけです。そうしますと市町村側がお金が払えないから大変だと。うちの市町村はやりたいけどほかのところが大変だと。一律でやってきていますから、そうしますと結局できないってことになっちゃいますと、これはまたずっとワースト3位やワースト2位になってしまうわけです。県が主導で、県がお金を出すことも含めて、全体のレベルアップをしていったらどうかと思うんですけど、いかがですか。

下條子育て政策課長 委員御指摘のとおり、妊婦健康診査の財源につきましては交付税措置されているところでございまして、これは14回分全て交付税措置されているところでございます。そしてまた、この14回、推奨検査項目においては国が、妊婦健診の望ましい基準を出しております、それに沿って各市町村は実施しているところでございますので、県が交付税措置されているところに補助するという事は難しいと考えております。しかし、このたび、国からの公表を受けまして、検討したいというお話がありますので、市長会、町村会において検討していただけるものと考えておりますので、県としましては、市長会、町村会に何か協力できることがあればしていきたいと考えております。

小越委員 お金を出す協力をしていただきたいと思います。

(森のようちえんについて)

次に、先ほどの幼児教育・保育無償化の話の続きなんですけども、いわゆる森のようちえんについて伺います。幼児教育・保育の無償化が始まったんですけども、森のようちえんが対象から外されており、保護者も経営面からも窮地に立っているという話を聞いております。長野県や鳥取県では森のようちえんを自然保育の認証を行い、県の制度として森のようちえんに行っている子

たちにも無償化の恩恵をさせていると聞いております。

山梨県も移住政策の一つとして自然保育を推奨しておりますし、今度自然保育のパンフレットもつくったぐらいです。この森のようちえんは幼児教育・保育無償化の対象から外れるのか、それとも鳥取や長野のように認証にして県が補助金を出して、幼児教育・保育無償化のところに加えることができるのかお示してください。

下條子育て政策課長 森のようちえんにおきましては、施設側として実施していただかなければならないことがございます。

国の幼児教育・保育の無償化を受けるための手段としまして、まず一つ目は森のようちえんが認可外保育施設になっていただくこととございます。そしてその上で、国の幼児教育保育が受けられるような申請をしていただくことが必要でございます。

そして二つ目は、森のようちえんに通うお子さんは、幼児教育・保育の無償化を受けるためには保育の必要性があることが必要でございます。

これらの要件が合致した場合におきましては、森のようちえんに通われているお子さんの保育料が国の幼児教育・保育の無償化に沿って無償となるということとございます。

小越委員

ということは、森のようちえん側が申請をして認可外施設である申請をする、それともう一つの1号、2号、3号認定というふうに申請してあれば、この幼児教育・保育無償化の対象として森のようちえんも無償化の対象になるということですね。それで、それは市町村をまたがって、例えば甲府にある施設で各市町村から来ている場合、全ての市町村の子供たちがその無償化の対象になるという理解でよろしいでしょうか。

下條子育て政策課長 今も広域利用がございますので、そのように解釈していいかと考えております。

小越委員

何でもその認可外保育でいいとは思わないんですけど、現場を見ていただいて、これは自然保育としてふさわしいというのであれば鳥取や長野のように認証というか、認めるという方向も含めて考えるべきだと私は思うんですね。何でもかんでも森のようちえん全部一律とか、企業保育全部一律ではなく、現場を見ていただいて、ふさわしいかどうかということもチェックをしていただいて森のようちえんも含めて無償化の推進もお願いしたいと思います。

(公立、公的病院の再編統廃合について)

次に、公立、公的病院の再編統廃合についてお伺いします。私も心配になりまして幾つかの病院や自治体をお尋ねしてきました。これほどやっているのに再編なのかと、どこの病院からも非常にお怒りの言葉をいただきました。

例えば、20分といっても高速道路でどうやって通うんだ、高齢者は冬は無理だ、既にダウンサイジングしている、風評被害が甚だしい、大学病院からお宅の病院は大丈夫ですかと言われてしまったなど。県からも国からも何の通知もなく新聞に書かれただけで、反論する場もない、県はどうするつもりなのかと。何も言ってこない。ただ、あの新聞記事が出されて風評被害のようになっている。県はこの通知を国から受け取ったのか、そしてこれから県はどうするつもりなのかまずお聞かせください。

井上医務課長 国からの通知は来ておりません。

小越委員 国から通知もこないし、県からも何も言っていないというんですけど、本会議でも質問がありました。既にダウンサイジングしていると、あのときはたまたまその時点で報道されたけど、その後にダウンサイジングや、機能分化しているところもあると。一律的な問題ではなく、健診をやったり、往診をやったりしている。

そういうことも含めて県が直接7病院をお尋ねしてどういうことなのか、それで、県はどうするつもりなのかをやはり公表しないと大学病院からお宅の病院は大丈夫ですかって言われて困ってしまうと。患者さんも名前が突然出ましたから大丈夫なのかと本当に風評被害が広がっている中で、いや、そんなことはありませんよと、ちゃんとこの病院を守っていくつもりで、これから調整会議も開いてくんですよってことを県がしっかり宣言なり、方向づけをするべきだと思うんですけど、いかがですか。

井上医務課長 公表された7病院から県への問い合わせがあった場合にはしっかり説明をして意思疎通を図っているところでございます。

加えまして県といたしましては、本会議の答弁でも申し上げましたように地域でしっかりと議論をして地域調整会議の中で結論を得ていくものだと考えております。

小越委員 その地域調整会議はいつやるんでしょうか。

井上医務課長 国の通知がきて、7病院の方向性、それぞれの方向性が出たところで調整会議を開いていくと考えております。

小越委員 でも、国は地域で考えてくださいって言っているわけですよ。国の指示待ちではなく山梨県として、たまたま7病院が出ましたけども、今回、その地域医療構想の中では、ほかの病院は関係ないというものではないと思うんです。全体の山梨県の医療圏、4つの医療圏をどうするかということになりますので、国の指示待ちではなく山梨県はどうするかやはりちゃんと示すべきだと思うんです。

それで、3月にやらないときは3月にうちはこのままいきますということも言えますし、来年の9月っていいますともうすぐですけども、とても9月にはできるわけがない、時間的には無理だと思うんですよね。山梨県としてどうするんだ、国の指示待ちではだめ、国は地域で考えてくださいって言っているわけですから、山梨県がどうするかということをやぜひとも言うべきだと思うんですけどいかがですか。

井上医務課長 県といたしましては、それぞれの病院が、突っ込んだ検討ができるように医療コンサルタントを活用した病床転換の検討経費の助成というものを9月の補正予算で計上したところでありまして、こういった助成を活用して現に検討を始めているところもあるので、そういった支援を引き続きしてまいりたいと思います。

小越委員 支援をしていく、やっているということを皆さんにわかるように説明していただきたいと思います。県民の人はあの新聞報道だけで、あっ、なくなってしまうのかと、本当に心配している方もたくさんいるわけです。いや、そんなこ

とないよといったことも含めてぜひ県として責任持っていただきたいと思います。

(介護保険について)

最後に、介護保険のことについてお伺いします。平成29年度の調整済み認定率を見ますと、山梨県の介護保険の認定率、全国よりも低くなっております。要支援1から要介護2までが7.7%。全国は11.7%。要介護3から5が6.5%ですよね。全国6.3%です。認定率は全国よりも低い。一方でこの資料を見ますと1人当たりの給付費は高いんです。認定率は低くて1人当たりの給付費は高い、これはなぜなのでしょう。

斉藤健康長寿推進課長 要支援になっているというところで山梨県は非常に認定率が低い県、全国に比べて低い状況になっております。ただ、要介護の3、4、5が全国に比べて高いということです。市町村が行っている介護予防の事業であるとか、比較的山梨県は、高齢者の方も働いていて就労率も高いということも影響しているかと思っておりますので、そういう意味では、要支援1、2のほうが低く、要介護3、4、5が高いというような状況になっていると思っております。

小越委員 その要支援のときにしっかりサービスを受けていれば要介護で重たくならなくなる、今そんな話ばかりなんですよ。医療費を適正化するには予防しなさいという話ですけど、介護保険も同じ考え方であれば、要支援1のときに必要なサービスを入れる、軽いときに必要なサービスを入れる、そして重度化しない。それが今の医療の大前提だと思うんです。

しかし、介護保険は今違う流れになっています。介護保険の改正で今度は要介護1、2の方々に対して例えば生活援助を外すということが狙われております。山梨県では要介護1、2は大体2つ合わせまして1万5,966人いるんです。全領域の40%ぐらい、要支援1、2。要介護1、2もきますと大体介護保険認定されている方の5割以上、54.4%がここの軽い方に合うんです。この方々の特に要支援1、2はもう既に市町村の総合事業へ移っております。今度要介護1、2の方々も生活援助を介護保険では外されるとなると、ますます重度化するのではないかと思うんです。例えば要介護1、2で今生活介護ですね、今度外されるかもしれない、生活援助、生活介護を受けてらっしゃる方、どのくらいいるのでしょうか。

斉藤健康長寿推進課長 現状で要介護1、2の方で訪問介護を利用している方につきましては約3,400人、デイサービスなどを使っている方につきましては、5,600人いらっしゃると思っております。

小越委員 デイのほうも本当は国が狙っているけど、とりあえず3,400人、生活援助を先にするんじゃないかと言われております。この要介護1、2の方々の生活状態のことをお伺いしたいんですけども、要介護3になれば車椅子の方や寝たきりの方が含まれるんですが、要介護1、2の方々の身体とか生活、精神状況はどんな方々が多いのでしょうか。

斉藤健康長寿推進課長 要介護1、2の方でございますけれども、歩行が困難ということもありますけれども、認知症の方が要介護1、2で認定されているということで承知しております。

小越委員 認知症の方々が圧倒的に多い、この3,400人の方々、デイサービスで5,600人の方々の中には、認知症の初期の方々が大半含まれていると思うんです。そこに手厚いサービスを受ければ重度化しない、さっき言った1人当たりの給付を下げるができるんじゃないかと私は思うんです。しかし、今回それが外されてしまうと、市町村の総合事業にいてしまいます。総合事業は上限がありまして、たしか3%という枠があったんですけど、もし生活援助も移ったら3%枠の上限は取り払われるんでしょうか。

斉藤健康長寿推進課長 12月5日に国で同じような議論を行っているということは承知しております。まだ3%上限という、そこまで議論に達してないと承知しております。

小越委員 ここの生活援助を外されてしまいますと、市町村が受けようと思っても、今も既に要支援1の方々を受けるときに大変になっております。今度要介護1、2の方々も市町村事業へ移りますと3,400人、もしかしてデイも移りますとこの方々を3%の上限内で受けるのはほぼ不可能になってきます。そしてサービスを受けられなくなると認知症の方々が軽いときにサービスを受ければよいのにもかかわらず、外されてしまいますと重くなります。そうすると、要介護3、4、5がふえてしまうんです。ここはやはり国に対して生活援助を今までどおり介護給付の保健サービスでやることを要求するべきだと思います。

(小規模多機能型拠点の施設について)

もう1つ聞きたいんですけども、今施設サービスの利用が大変なところがあるんですけども、サービスの中で施設と在宅、医療と介護を結ぶということで小規模多機能型の施設のことが注目されていると思います。とりわけ小規模看護多機能ですよね。今の状況、実数というか、地域ごとにどのくらいあるのか、今後その小規模、看護多機能はどのくらいふえていく予定なのか教えてください。

斉藤健康長寿推進課長 現在、小規模多機能型拠点の施設につきましては28でございます。

小越委員 小規模看護多機能を含めて28なんですけども、長寿やまなしプランで平成32年度のところで若干ふえるようなことも書いてあるんですけど、地域的に偏在がかなりあります。峡南地域は定期巡回型もゼロ。小規模多機能は1。小規模看護多機能もゼロになっています。ここの小規模地域、小規模多機能、それから看護多機能、ここをもっとふやしていけば病院からスムーズに在宅に移る、または在宅から病院に行くまでのワンステップになりますし、看護と福祉、医療を含めてできるんですけど、ここの施設サービスをふやすために何か支援策はないんでしょうか。

斉藤健康長寿推進課長 施設の整備につきましては、計画策定時のときに必要な全ての保険料を算定しまして整備計画を進めているところでございます。平成31年度につきましては小規模多機能型ということで、甲府市に一つ、今つくっているところでございますが、これにつきましても、利用、整備をする側にとっても、また市町村とも連携をしながら情報共有はしていきたいと思っておりますが、これにつきまして計画策定年に全て保険料として見込んでおりますので、途中から追加ということはなかなか難しいということで承知しております。

小越委員

平成32年度、今これを見直しをするときです。今後の先ほどの生活援助もそうですけども、在宅系サービス、また施設系サービスも含めてお金がかからないようになるべく介護と福祉が一緒になるようにこの小規模多機能、看護多機能を含めて整備をお願いしたいと思います。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件調査の場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を明年1月23日に実施することとし、詳細については後日通知することとされた。
- ・ 閉会中の継続審査にかかる10月31日に実施した県内調査について、議長あてに報告を提出したことが報告された。

以 上

教育厚生委員長 渡 辺 淳 也